You, Unlimited

RYUKOKU UNIVERSITY

受講要項・シラバス

龍谷大学

特別研修講座 「矯正・保護課程」（本学学生対象）

矯正・保護教育プログラム（社会人等対象）

Ryukoku Corrections and Rehabilitation Center

龍谷大学

矯正・保護総合センター

2025

Ryukoku University

Course Guide · Syllabus

【2025年度受講にあたってのお知らせ】

1．大学内設置の証明書自動発行システムのリプレイスに伴い2025年度から受講申込方法が変更になります

特別研修講座「矯正・保護課程」(対象：本学学生)及び履修証明プログラム「矯正・保護教育プログラム」（対象：社会人等）につきましては、これまで大学（各学舎）内に設置されている証明書自動発行機を利用し、受講申込をしてもらっていましたが、同発行機のリプレイスに伴い、2025年度からその方法が以下のとおり変更になりますので、ご注意ください。

■特別研修講座「矯正・保護課程」(対象：本学学生）の申込方法

変更前	変更後
大学（各学舎）内に設置されている証明書自動発行機にて申し込む	**オンライン（PC、スマートフォン等）で申し込む** **※申込方法の詳細はP.5、P.6をご覧ください**

■履修証明プログラム「矯正・保護課程（矯正・保護教育プログラム)」(対象：社会人等）の申込方法

変更前	変更後
①大学（各学舎)内に設置されている証明書自動発行機にて申し込む ②郵送で申し込む	郵送で申し込む **※上記申込方法の詳細はP.10をご覧ください**

※2026年度からは上記郵送での申し込みに加え、オンライン（PC、スマートフォン等）から受講申込ができる予定です。

2．2025年度から瀬田学舎では矯正・保護課程科目を開講いたしません

これまで瀬田学舎（滋賀県大津市）で開講していました矯正・保護課程科目は、主に本学社会学部の学生が受講していました。

このたび、同学部が2025年４月から深草学舎（京都市伏見区）に移転することに伴い、瀬田学舎において矯正・保護課程科目は開講しないことになりました。

なお、2024年度瀬田学舎で開講していました科目につきましては、2025年度深草学舎で開講していますので、各自の履修計画にあわせて受講ください。

3．社会人受講生向けオンライン講座の科目を新たに２科目追加しました

矯正・保護総合センターは、矯正・保護分野の仕事や活動に携わる人のリカレントやリスキリングといった社会人の学び直しを支援しています。

2023年度からは社会人受講生の受講機会のさらなる拡大を図るべく、インターネット環境を利用してオンライン上でも授業が受けられる科目として深草学舎開講の「矯正医学」「被害者学」「犯罪学」「アディクション論」の4科目を提供してきました。

こうしたなか、社会人受講生から提供科目の拡充を望む声が矯正・保護総合センターに数多く寄せられたことを受け、**2025年度は先の４科目に加え、新たに深草学舎で開講される「犯罪心理学」「刑事司法と福祉」の２科目をオンライン講座で提供することになりました。**

これらオンライン講座で提供される６科目は、本学「矯正・保護課程」でなければ聴くことのできない実務に役立つ科目ですので、社会人の方にはお勧めです。

○申込方法：P.10をご覧ください。
○授業内容：上記６科目のシラバスをそれぞれご覧ください。
○授業方法；上記６科目につきましては、従来どおり対面で授業を行うとともに、各回の授業を録画し、それを翌日以降に配信する形で提供します。
よって、これらの科目は、大学へ来て対面で授業を受講することもできますし、ご自宅や職場など自由な場所で自由な時間に録画した授業を一定期間㊟何度でも自分のペースで繰り返し視聴し学習することができます。
㊟科目によっては１つの講義の公開期間が異なるので、ご注意ください。

「2025年度受講要項・Syllabus」について

この冊子は、本学の学生を対象とする特別研修講座「矯正・保護課程」と社会人等（本学学生以外の方）を対象とする履修証明プログラム「矯正・保護課程（矯正・保護教育プログラム）」の受講要項及びシラバスです。

受講にあたり、本学の学生と社会人等の本学学生以外の方では、履修資格や申込方法等が異なりますので、各自、該当ページをご確認ください。なお、講義日程や科目内容等につきましては、共通の内容となります。

＜目次＞

Ⅰ．受講について

1．特別研修講座「矯正・保護課程」の受講について **(本学学生対象)** ・・・P．1

2．履修証明プログラム「矯正・保護課程（矯正・保護教育プログラム）」の受講について **(社会人等対象)** ・・・P．7

Ⅱ．2025年度講義日程表 (共通) ・・・P．11

Ⅲ．特別研修講座「矯正・保護課程」／「矯正・保護教育プログラム」履修推奨モデル (共通) ・・・P．15

Ⅳ．シラバス（講義概要・講義計画等）(共通) ・・・P．17

Ⅴ．学修生活の手引き (共通)

1．事務窓口について ・・・P．45

2．授業等の休講措置に関する取扱基準 ・・・P．45

3．授業の休・補講、定期試験・レポート試験の案内、教室変更等の事務連絡について ・・・P．45

4．受講生証の発行について ・・・P．45

5．本学ポータルサイト及びｅ-ラーニングの利用について ・・・P．46

6．図書館の利用について ・・・P．46

Ⅵ．〔参考資料〕矯正心理専門職・法務教官・保護観察官・刑務官になるには？ (共通) ・・・P．47

Ⅶ．2025年度龍谷大学「矯正・保護教育プログラム」受講申込書 (社会人等対象) ・・・P．51

Ⅷ．2025年度龍谷大学「矯正・保護教育プログラム」受講希望理由書 (社会人等対象) ・・・P．53

Ｉ－１　受講について（本学学生対象）

社会人等（本学学生以外の方）の受講につきましてはP. 7をご覧ください

特別研修講座「矯正・保護課程」の受講について（本学学生対象）

目　　的

本学の歴史と伝統を活かして、刑務所、少年院、少年鑑別所等で働く矯正職員や犯罪をおかしたり非行をおこなった人たちの社会復帰の手助けをする保護観察官等の専門職やボランティアを養成することを目的としています。

関連職務・活動内容

矯正・保護・福祉の分野に関連する職務や活動には主に次のようなものがあります。

（1）国家公務員

①刑務官（詳細はP.49～P.50参照）

刑務所、少年刑務所又は拘置所に勤務し、被収容者に対し、日常生活の指導、職業訓練指導、悩みごとに対する指導などを行うとともに、刑務所等の保安警備の任に当たります。

②法務技官（心理）（詳細はP.47～P.49参照）

法務省専門職員（人間科学）採用試験 矯正心理専門職区分により採用され、少年鑑別所や少年院、刑事施設（刑務所、少年刑務所及び拘置所）などに勤務する専門職員です。

心理学の専門的な知識・技術等をいかし、科学的で冷静な視点と人間的な温かい視点を持ちながら、非行や犯罪の原因を分析し、対象者の立ち直りに向けた処遇指針の提示や、刑務所の改善指導プログラムの実施に携わっています。

③法務教官（詳細はP.47～P.49参照）

少年院や少年鑑別所等に勤務する専門職員。幅広い視野と専門的な知識をもって、少年たちの個性や能力を伸ばし、健全な社会人として社会復帰させるために、きめ細かい指導・教育を行っています。

また、刑事施設（刑務所、少年刑務所及び拘置所）に勤務し、受刑者の改善指導等に携わる道も開かれており、性犯罪や薬物依存等に関わる問題性に働きかける指導のほか、就労支援指導や教科指導等を行っています。

④保護観察官（詳細はP.47～P.49参照）

地方更生保護委員会や保護観察所に勤務し、心理学、教育学、福祉及び社会学等の更生保護に関する専門的知識に基づき、社会の中において、犯罪をした人や非行のある少年の再犯・再非行を防ぎ改善更生を図るための業務に従事します。

⑤家庭裁判所調査官

家庭裁判所調査官補に採用されると、家庭裁判所に配属され、直ちに裁判所職員総合研修所に入所し、家庭裁判所調査官養成課程において、約２年間にわたり家庭裁判所調査官に任命されるための養成研修（採用庁における約１年間の実務修習を含む。）を受けます。

家庭裁判所調査官になると、調査を行う権限が付与され、夫婦、親族、子どもをめぐる争いなどの家庭に関する事件において紛争当事者や紛争の下にある子どもに対して、あるいは少年事件において非行のあった少年及びその保護者に対して、面接調査をしたり、関係機関との調整を行ったりします。紛争の背景にどのような事情があるか、子どもの状況や心情はどのようなものか、紛争解決のために何が必要か、少年がなぜ非行に至り、どのようにすれば立ち直ることができるか等を、行動科学の知見等に基づいて分析して明らかにし、裁判官に報告することで、裁判所の判断を支えていくことになります。

⑥社会復帰調整官

精神障害者の保健及び福祉等に関する専門的知識に基づき、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った人の社会復帰を促進するため、医療観察制度における生活環境の調査、生活環境の調整、精神保健観察等の業務に従事します。

社会復帰調査官になるためには、精神保健福祉士等の資格や、精神保健福祉に関する実務経験等を有し、選考により採用される必要があります。

（2）保護司

犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアです。保護司法に基づき、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員とされていますが、給与は支給されません。保護司は、民間人としての柔軟性と地域の実情に通じているという特性をいかし、保護観察官と協働して保護観察に当たるほか、犯罪や非行をした人が刑事施設や少年院から社会復帰を果たしたとき、スムーズに社会生活を営めるよう、釈放後の住居や就業先などの帰住環境の調整や相談を行っています。

（3）教誨師

矯正施設の被収容者の希望に応じて、民間の篤志宗教家である教誨師が宗教教誨を行い、信教の自由を保障しつつ精神的安定を与え、受刑者や少年院在院者等の改善更生と社会復帰に寄与しています。

宗教教誨には、同じ宗教宗派の宗教教誨を希望する者を集めて行う集合教誨と、個別に行う個人教誨とがあります。

（4）篤志面接委員

全国の矯正施設（刑務所・少年院など）に収容されている受刑者や少年院在院者などに対して、それぞれの施設において面接や指導、教育を行い、その改善更生と社会復帰を手助けする民間ボランティアです。法務省から正規の委嘱を受けて活動しています。

（5）Ｂ．Ｂ．Ｓ（Big Brothers and Sisters Movement）

様々な問題を抱える少年と、兄や姉のような身近な存在として接しながら、少年が自分自身で問題を解決したり、健全に成長していくのを支援するとともに、犯罪や非行のない地域社会の実現を目指す青年ボランティア団体で、全国で約5,000人の会員が参加しています。近年では、児童福祉施設における学習支援活動や児童館における子どもとのふれあい行事等も実施しています。

（6）その他

①福祉関係

民生委員、児童委員、児童福祉司、身体障害者福祉司、児童自立支援施設職員及び社会福祉施設職員　等

注）児童自立支援施設職員を目指す人は、卒業後に国立武蔵野学院附属人材育成センター養成部に入所することをおすすめします。

②刑事司法関係

警察官、裁判所調停委員、更生保護施設職員、更生保護女性会員　等

③教育関係

学校教員、地域社会教育リーダー　等

受　講　対　象

龍谷大学の在学生であること。

注）文学部・法学部・政策学部・社会学部・短期大学部の学生が正課科目として受講する場合は、入学年度・配当年次・対象科目などを、所属学部の履修要項で必ず確認してください。

講　座　内　容

（1）講義科目　※各講義科目の内容は、P.17からのシラバスをご確認ください。

科目名（単位）	担当者	学舎	期間	曜講時　注1	教室
矯正・保護入門（2）	浜井浩一 他	深草	後期	木⑤	3－101
矯正概論（4）	木村昭彦	深草	通年	水③	和顔館B101
矯正概論A（2）	青山純	深草	前期	水⑤	3－201
矯正概論B（2）	青山純	深草	後期	水⑤	3－201
更生保護概論（4）	西岡総一郎	深草	通年	火⑤	和顔館B107
更生保護概論A（2）	宇戸午朗	深草	前期	木④	和顔館B201
更生保護概論B（2）	宇戸午朗	深草	後期	木④	和顔館B201
矯正教育学（4）	浪速少年院次長	深草	通年	土①②〈隔週〉	21－301
矯正教育学A（2）	谷口隆志	深草	前期	水③	22－B101
矯正教育学B（2）	谷口隆志	深草	後期	水③	22－B101
犯罪学（2）	浜井浩一	深草	後期	木②	22－101
更生保護制度（2）	寺戸亮二	深草	後期	木②	21－101
矯正社会学（4）	山本貴祐	深草	通年	水③	22－202
矯正社会学A（2）	山本貴祐	深草	前期	水④	22－201
矯正社会学B（2）	山本貴祐	深草	後期	水④	22－201
犯罪心理学（4）注2	安田潔	深草	通年	火②	22－B101
		大宮	通年	木②	清風館B103
犯罪心理学A（2）注3	田邉範雅	深草	前期	土①②〈隔週〉	21－201
犯罪心理学B（2）注3	田邉範雅	深草	後期	土①②〈隔週〉	21－201
成人矯正処遇（2）	小野修	深草	前期	水④	3－201
被害者学（4）	西村重則	深草	通年	水②	22－301
		大宮	通年	月③	南黌204
矯正医学（2）	定本ゆき子 他	深草	後期	水④⑤〈隔週〉	和顔館202
保護観察処遇（2）	福西毅 他	深草	後期	土③④〈隔週〉	21－202
青少年問題（2）	浜井浩一	深草	後期	火⑤	和顔館B202
Ryukoku Criminology in English（2）	浜井浩一 他	深草	前期	水⑤	21－401
刑事司法と福祉（2）	掛川直之	深草	前期	月②	22－202
アディクション論（2）	加藤武士	深草	前期	水④	21－203

注１：「曜講時」覧の○の数字は、開講講時を示します。

注２：2021年度から「矯正心理学」の科目名称を「犯罪心理学」に変更しました。

注３：2021年度から「矯正心理学A」「矯正心理学B」の科目名称を「犯罪心理学A」「犯罪心理学B」にそれぞれ変更しました。

＜授業時間＞

1講時	2講時	3講時	4講時	5講時
9:15-10:45	11:00-12:30	13:30-15:00	15:15-16:45	16:55-18:25

（2）施設参観

講義の内容をより深く理解するために、施設参観を実施します。

※実施予定時期：＜夏季＞８月上旬～８月下旬　＜春季＞２月上旬

実施要項や申込方法等の詳細は、学内掲示板等でお知らせします。また、科目受講者は講義時に授業担当者から案内されます。

【参考】2024年度の施設参観先

西日本成人矯正医療センター／大阪刑務所／奈良少年院／更生保護法人 和衷会／
大阪府立修徳学院／交野女子学院／浪速少年院／加古川刑務所／播磨社会復帰促進センター／
和歌山刑務所／更生保護法人 西本願寺白光荘／京都刑務所／京都少年鑑別所／京都医療少年院／
大津少年鑑別所

受　講　料

（1）講　義

	1単位科目	2単位科目	4単位科目
受講料(税込み)	780円	1,570円	3,150円

注）正課科目として登録した科目の受講料は無料です（※文学部・法学部・政策学部・社会学部・短期大学部の学生のみ）。

※正課科目として登録する場合は、必ずP.4、P.5の「単位認定」欄の内容をご確認ください。

（2）施設参観参加費　1,530円（税込み）／１日（**※別途施設参観の申込時に徴収**）

注）一旦納入された受講料は返還しません。

申　込　期　間

通年・前期科目：2025年３月17日（月）～４月１日（火）（※証明書発行サービスのメンテナンス等によりシステムを停止することがあります。）

後期科目：2025年３月17日（月）～９月４日（木）

※講義は前期・通年科目が４月９日（水）、後期科目が９月18日（木）から順次開講されます。お早めにお申し込みください。

修　了　認　定

以下の２つの要件を満たした者には、「矯正・保護課程修了証明書」（本学独自の課程修了証明書）を交付します。

（1）開設科目のうち、16単位以上修得

（2）施設参観に２日以上参加

修了認定に関する留意事項

①一度合格点を得た科目（既得科目）を複数回履修することは可能ですが、２回目以降、その科目を合格しても、修了要件単位として認められません。また、科目名称の変更や開講形態が異なる科目でも同一科目として取り扱うものがあります。（例１：「矯正心理学」と「犯罪心理学」、例２：「矯正概論」と「矯正概論Ａ」「矯正概論Ｂ」）詳細は矯正・保護総合センター事務部でご確認ください。

②施設参観につきましては、各日程で定められている施設を全て参観しないと、上記修了要件の参観日数にカウントしません。（例：１日２施設参観予定の日程に参加し、１施設のみしか参観しなかった場合）

「成績表」は各学期の成績表配付時にお渡しします。（※正課科目として矯正・保護課程科目を履修した者は除く）また、卒業年次生で矯正・保護課程を履修し修了要件を満たした方には卒業式の日に「矯正・保護課程修了証明書」（１通）を交付します。

それ以降に「矯正・保護課程修了証明書」が複数必要な方は証明書発行サービスからオンラインで申請手続きを行ってください（１通〈在学中〉200円、〈卒業後〉300円）。詳しくは矯正・保護総合センター事務部までお問い合わせください。

単　位　認　定

●文学部

文学部の学生については、以下の条件を満たせば、卒業要件単位として認定されます。

（１）矯正・保護課程科目のうち、深草学舎又は大宮学舎で開講されている次の科目
「矯正・保護入門」（２単位）、「矯正概論」（４単位）、「更生保護概論」（４単位）、
「矯正教育学」（４単位）、「青少年問題」（２単位）、「被害者学」（４単位）、「矯正医学」（２単位）、
「矯正社会学」（４単位）、「犯罪心理学」（４単位）、「成人矯正処遇」※（２単位）、
「保護観察処遇」※（２単位）、「犯罪学」※（２単位）
※2022年度開講分から対象

（２）上記（１）の科目を本登録していること

（３）本登録での履修登録制限単位数の範囲内であること

注）正課科目として受講する場合は、入学年度・配当年次・対象科目等を必ず確認してください。

※詳細については、文学部履修要項又は文学部教務課で必ず確認してください。

●法学部

法学部の学生については、以下の条件を満たせば、卒業要件単位として認定されます。

（１）矯正・保護課程科目のうち深草学舎で開講されている次の科目
「矯正概論」（４単位）、「成人矯正処遇」（２単位）、「更生保護概論」（４単位）、
「保護観察処遇」（２単位）、「矯正教育学」（４単位）、「矯正社会学」（４単位）、
「犯罪心理学」（４単位）、「被害者学」（４単位）、「矯正医学」（２単位）、「犯罪学」（２単位）、
「青少年問題」※1（２単位）、「Ryukoku Criminology in English」〈「特別講義Q」〉（２単位）、
「アディクション論」〈「特別講義M」〉（２単位）、「矯正・保護史」〈「特別講義A」〉※2（４単位）
※１：2019年度開講分から対象
※２：2024年度から不開講

（２）上記（１）の科目を本登録していること

（３）本登録での履修登録制限単位数の範囲内であること

注）正課科目として受講する場合は、入学年度・配当年次・対象科目等を必ず確認してください。

※詳細については、法学部履修要項又は法学部教務課で必ず確認してください。

●政策学部

政策学部の学生については、以下の条件を満たせば、卒業要件単位として認定されます。

（１）矯正・保護課程科目のうち深草学舎で開講されている次の科目
「矯正・保護入門」（２単位）、「矯正概論」（４単位）、「更生保護概論」（４単位）、
「矯正教育学」（４単位）、「犯罪学」※（２単位）、「被害者学」※（４単位）、
「成人矯正処遇」（２単位）、「矯正社会学」※（４単位）、「犯罪心理学」（４単位）、
「青少年問題」※（２単位）、「矯正医学」（２単位）、「保護観察処遇」※（２単位）
※：政策学部専攻科目（卒業要件単位認定科目）としては、2025年度開講されませんので、ご注意ください。

（２）上記（１）の科目を本登録していること

（３）本登録での履修登録制限単位数の範囲内であること

注１）正課科目として受講する場合は、政策学部が定める入学年度・配当年次・対象科目等を必ず確認してください。

注２）政策学部専攻科目として４単位を上限として認定されます。それ以上履修した場合は、フリーゾーンとして認定されます。

※詳細については、政策学部履修要項又は政策学部教務課で必ず確認してください。

●社会学部

社会学部の学生については、以下の条件を満たせば、卒業要件単位として認定されます。

（１）矯正・保護課程科目のうち深草学舎で開講されている（2024年度まで瀬田学舎で開講されていた）次の科目
「矯正・保護入門」（２単位）、「矯正概論Ａ」（２単位）、「矯正概論Ｂ」（２単位）、
「矯正教育学Ａ」（２単位）、「矯正教育学Ｂ」（２単位）、「矯正社会学Ａ」（２単位）、

「矯正社会学Ｂ」（２単位）、「犯罪心理学A」（２単位）、「犯罪心理学B」（２単位）、
「成人矯正処遇」（２単位）、「保護観察処遇」（２単位）、「更生保護概論Ａ」（２単位）、
「更生保護概論Ｂ」（２単位）、「青少年問題」（２単位）、「刑事司法と福祉」※1（２単位）、
「犯罪学」※2（２単位）
※１：社会学科、コミュニティマネジメント学科は対象外
※２：総合社会学科のみ対象
注）2023年度まで卒業要件単位として認定されていた「更生保護制度」（１単位）は社会学部のカリキュラム変更に伴い、2024年度から不開講となっています。

（２）上記（１）の科目を本登録していること
（３）本登録での履修登録制限単位数の範囲内であること
注）正課科目として受講する場合は、入学年度・配当年次・対象科目等を必ず確認してください。
※詳細については、社会学部履修要項又は社会学部教務課で必ず確認してください。

●短期大学部

短期大学部の学生につきましては、深草学舎で開講される「矯正教育学」（４単位）、「矯正社会学」（４単位）が卒業要件単位として認定されます。詳細は短期大学部履修要項「他学部開講授業科目の受講について」の項を確認してください。

また、短期大学部社会福祉学科の学生につきましては、深草学舎で開講される「更生保護制度」（２単位）が正課科目として卒業単位に含まれます。

※詳細については、短期大学部履修要項又は短期大学部教務課で必ず確認してください。

※上記のとおり、文学部・法学部・政策学部・社会学部・短期大学部の学生以外は、卒業要件単位としては認められません。

申　込　方　法

上記の単位認定科目（卒業要件単位対象科目）を本登録せずに受講する本学学生は、以下のとおり申込みを行ってください。

（１）「証明書発行サービス」からお申し込みいただきます。
（２）お申込みの手順は次のとおりです。

【初めて証明書発行サービスをご利用の方】

①龍谷大学ポータルサイトにログインしてください。
※右のＱＲコードから「ログインマニュアル」をご覧いただけます。
②「学生生活」→「証明書発行サービス」→「証明書発行サービス申請」に進んでください。
③メールアドレスの登録をしてください。
④登録したメールアドレス宛に「ワンタイムURL」が届きますので、URLをクリック・タップし、ログイン画面に進んでください（※注：「ワンタイムURL」は、30分を経過するとアクセスできなくなりますのでご注意ください。もし30分を経過した場合は、上記①、②の手順でログイン画面が表示されます）
⑤ログインしてください。
⑥「証明書を発行」から「申込（講座・参加費等）」をクリック・タップしてください。
⑦「矯正・保護課程」のメニューから、申し込む科目数分を選択し「進む」をクリック・タップしてください（同じ単位数の科目を複数申し込む場合は「部数」を申請科目数に設定してください）。
⑧「お支払い方法選択」から、ご希望の支払い方法を選択し「進む」、をクリック・タップしてください。
⑨申請内容を確認し、「申請」をクリック・タップしてください。
申請後に支払ページに移動しますので、画面の案内に沿って支払手続きを行ってください。
※支払いの際に届いたメールが手続き時に必要となりますので、大切に保存してください。

【既に証明書発行サービスをご利用の方】

①龍谷大学ポータルサイトにログインしてください。

②「学生生活」→「証明書発行サービス」→「証明書発行サービス申請」に進んでください。

③「証明書を発行」から「申込（講座・参加費等）」をクリック・タップしてください。

④「矯正・保護課程」のメニューから、申し込む科目数分を選択し「進む」をクリック・タップしてください（同じ単位数の科目を複数申し込む場合は「部数」を申請科目数に設定してください）。

⑤「お支払い方法選択」から、ご希望の支払い方法を選択し「進む」、をクリック・タップしてください。

⑥申請内容を確認し、「申請」をクリック・タップしてください。
申請後に支払ページに移動しますので、画面の案内に沿って支払手続きを行ってください。

※支払いの際に届いたメールが手続き時に必要となりますので、大切に保存してください。

Ｉ－２　受講について（社会人等対象）

本学学生の受講につきましてはP. 1をご覧ください

履修証明プログラム「矯正・保護課程(矯正・保護教育プログラム)」の受講について(社会人等対象)

龍谷大学矯正・保護課程では、社会人等の本学学生以外の方を対象に学校教育法の定めに基づく履修証明プログラム（※）を開設しています。このプログラムは、本学特別研修講座「矯正・保護課程」の講義科目と施設参観（講習）を組み合わせ、本課程が定める時間数を履修することにより、体系的な知識・技術等の習得をめざすものです。プログラム修了者には、学校教育法第105条の規定に基づく履修証明書（所定の科目を履修したことを証明するもので、単位や学位を取得したことを証明するものではありません）を交付します。

※履修証明プログラムとは

履修証明プログラムは、社会人等の学生以外の者を対象とした特別の課程です。大学の教育・研究資源を活かし一定の計画の下に編成する体系的な知識・技術等の習得をめざした教育プログラムで、目的・内容に応じて総時間数60時間以上で設定されています。その修了者には、学校教育法に基づく履修証明書が交付されます。

プログラム名称

矯正・保護課程（矯正・保護教育プログラム）

プログラムの開設目的

本プログラムは、刑務所、少年院、少年鑑別所等で働く矯正職員や犯罪をおかしたり非行をおこなった人たちの社会復帰の手助けをする保護観察官等の専門職やボランティアを養成するとともに、矯正・更生保護分野の仕事や活動に携わる人等のキャリアアップや知見拡充に役立つ実務に即した教育プログラム（カリキュラム）を体系的に提供することを目的としています。

履修資格

次の（1）から（8）のいずれかの資格を満たす者。**(※本学矯正・保護課程委員会で受講可否の審査をする際に、（1）から（8）のいずれかの資格を満たしているかを確認するため、受講申込みの際に最終学校の卒業又は修了証明書（※証明書は３ヶ月以内に発行されたもの）の提出が必要となります。ただし、過去（2016年度以降）に本プログラムを受講し、先の証明書を提出した方は、提出不要です。)**

（1）高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
（2）通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
（3）外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずるもので文部科学大臣の指定した者
（4）文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
（5）専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定したものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
（6）文部科学大臣の指定した者
（7）高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
（8）本学矯正・保護課程委員会において、個別の受講資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達した者

定員

特に設けていません。

受講時間数（総時間数）

180時間以上

修了要件

以下の２つの要件を満たした場合、本プログラムを修了したものとし、学校教育法第105条の規定に基づく「履修証明書」を交付します。

（１）本学特別研修講座「矯正・保護課程」の開設科目を180時間以上受講し、科目合格していること

（２）施設参観に２日以上参加していること

修了認定に関する留意事項

①一度合格点を得た科目（既得科目）を複数回履修することは可能ですが、２回目以降、その科目を合格しても、修了要件の受講時間数（総時間数）として認められません。また、科目名称の変更や開講形態が異なる科目でも同一科目として取り扱うものがあります。（例１：「矯正心理学」と「犯罪心理学」、例２：「矯正概論」と「矯正概論Ａ」「矯正概論Ｂ」）詳細は矯正・保護総合センター事務部でご確認ください。

②施設参観につきましては、各日程で定められている施設を全て参観しないと、上記修了要件の参観日数にカウントしません。（例：１日２施設参観予定の日程に参加し、１施設のみしか参観しなかった場合）

※注１：2015年度までに取得した矯正・保護課程科目の単位は、本履修証明プログラムの修了に必要な時間数（受講時間数）としてカウントします。また、施設参観に参加した方につきましても2015年度までに参加した分は修了要件にカウントします。

※注２：本学出身者が本学在学時に取得した矯正・保護課程科目の単位は、卒業後、本「矯正・保護教育プログラム」を履修した際、修了に必要な時間数（受講時間数）に換算し、修了要件時間数（総時間数）にカウントします。

※注３：１年で上記修了要件を満たし本プログラムを修了することは可能です。また、複数年にわたり修了することも可能ですので、各自の履修計画にあわせて、学修してください。

成績発表・証明書の交付について

（１）「成績表」は学期末に各受講生へ郵送します。

（２）「履修証明書」は上記修了要件を満たした学期末に１通郵送します。

※それ以降に「履修証明書」が必要な方は証明書発行サービスからオンラインで申請手続きを行ってください（１通 300円）。

詳しくは矯正・保護総合センター事務部までお問い合わせください。

注）2015年度までに矯正・保護課程を修了した方につきましては、従来どおり「矯正・保護課程修了証明書」（本学独自の課程修了証明書）〈１通 300円〉を交付します。

プログラム内容

（1）講義科目　※各講義科目の内容は、P.17からのシラバスをご確認ください。

	科目名（受講時間数）	担当者	学舎	期間	曜講時　注1	教室
	矯正・保護入門（22.5時間）	浜井浩一　他	深草	後期	木⑤	3－101
	矯正概論（45時間）	木村昭彦	深草	通年	水③	和顔館B101
	矯正概論A（22.5時間）	青山純	深草	前期	水⑤	3－201
	矯正概論B（22.5時間）	青山純	深草	後期	水⑤	3－201
	更生保護概論（45時間）	西岡総一郎	深草	通年	火⑤	和顔館B107
	更生保護概論A（22.5時間）	宇戸午朗	深草	前期	木④	和顔館B201
	更生保護概論B（22.5時間）	宇戸午朗	深草	後期	木④	和顔館B201
	矯正教育学（45時間）	浪速少年院次長	深草	通年	土①②〈隔週〉	21－301
	矯正教育学A（22.5時間）	谷口隆志	深草	前期	水③	22－B101
	矯正教育学B（22.5時間）	谷口隆志	深草	後期	水③	22－B101
注4	☆犯罪学（22.5時間）	浜井浩一	深草	後期	木②	22－101
	更生保護制度（22.5時間）	寺戸亮二	深草	後期	木②	21－101
	矯正社会学（45時間）	山本貴祐	深草	通年	水③	22－202
	矯正社会学A（22.5時間）	山本貴祐	深草	前期	水④	22－201
	矯正社会学B（22.5時間）	山本貴祐	深草	後期	水④	22－201
注4（深草開講のみ）	☆犯罪心理学（45時間）注2	安田潔	深草	通年	火②	22－B101
			大宮	通年	木②	清風館B103
	犯罪心理学A（22.5時間）注3	田邉範雅	深草	前期	土①②〈隔週〉	21－201
	犯罪心理学B（22.5時間）注3	田邉範雅	深草	後期	土①②〈隔週〉	21－201
	成人矯正処遇（22.5時間）	小野修	深草	前期	水④	3－201
注4（深草開講のみ）	☆被害者学（45時間）	西村重則	深草	通年	水②	22－301
			大宮	通年	月③	南黌204
注4	☆矯正医学（22.5時間）	定本ゆき子　他	深草	後期	水④⑤〈隔週〉	和顔館202
	保護観察処遇（22.5時間）	福西毅　他	深草	後期	土③④〈隔週〉	21－202
	青少年問題（22.5時間）	浜井浩一	深草	後期	火⑤	和顔館B202
	Ryukoku Criminology in English（22.5時間）	浜井浩一　他	深草	前期	水⑤	21－401
注4	☆刑事司法と福祉（22.5時間）	掛川直之	深草	前期	月②	22－202
注4	☆アディクション論（22.5時間）	加藤武士	深草	前期	水④	21－203

注１：「曜講時」覧の○の数字は、開講講時を示します。
注２：2021年度から「矯正心理学」の科目名称を「犯罪心理学」に変更しました。
注３：2021年度から「矯正心理学A」「矯正心理学B」の科目名称を「犯罪心理学A」「犯罪心理学B」にそれぞれ変更しました。
注４：☆印の科目は対面授業を実施するとともに、各回の授業を録画し、それを翌日以降に配信する形で提供します。

＜授業時間＞

1講時	2講時	3講時	4講時	5講時
9:15-10:45	11:00-12:30	13:30-15:00	15:15-16:45	16:55-18:25

（2）施設参観

講義の内容をより深く理解するために、施設参観を実施します。
※実施予定時期：＜夏季＞８月上旬～８月下旬　＜春季＞２月上旬
　実施要項や申込方法等の詳細は、学内掲示板等でお知らせします。また、科目受講者は、講義時に授業担当者から案内されます。
【参考】2024年度の施設参観先
西日本成人矯正医療センター／大阪刑務所／奈良少年院／更生保護法人 和衷会／
大阪府立修徳学院／交野女子学院／浪速少年院／加古川刑務所／播磨社会復帰促進センター／
和歌山刑務所／更生保護法人 西本願寺白光荘／京都刑務所／京都少年鑑別所／京都医療少年院／
大津少年鑑別所

受講料

（1）講　　義　3,140円（税込み）／１科目

（2）施設参観参加費　1,530円（税込み）／１日（**※別途施設参観申込時に徴収**）
注）一旦納入された受講料は返還しません。

申込期間

通年・前期科目：2025年３月17日（月）～４月１日（火）
後期科目：2025年３月17日（月）～９月４日（木）
※講義は前期・通年科目が４月９日（水）、後期科目が９月18日（木）から順次開講されます。お早めにお申し込みください。

申込方法

以下のとおり郵送で申込みを行ってください。（※上記申込期間に必着）

（１）受講料を以下の大学指定口座に振り込む。（㊟振込手数料は申込者の負担となります）
＜大学指定口座＞
①金融機関名　三菱UFJ銀行
②支店名　　京都駅前支店
③種別　　普通預金
④口座番号　　1149703
⑤口座名義　　学校法人（ガク）　龍谷大学（リュウコクダイガク）

（２）所定の申込書（2025年度龍谷大学「矯正・保護教育プログラム」受講申込書）＜P. 51＞及び受講希望理由書（P. 53）に必要事項を記入する。

（３）**上記（１）の振込証明書（コピー可）、上記（２）の申込書、受講希望理由書（写真添付）、及び最終学校の卒業又は修了証明書（注：証明書は３ヶ月以内に発行したもの）と併せて以下のところに郵送する。（※過去（2016年度以降）に本プログラムを受講し、先の証明書を提出した方は郵送不要です。）**
＜郵送先＞
〒612－8577　京都市伏見区深草塚本町67
龍谷大学矯正・保護総合センター事務部

審査・受講許可

本学矯正・保護課程委員会へ提出された書類をもとに審査し、受講を許可します。（受講可否は、前期・通年科目は4月上旬、後期科目は９月10日頃に連絡します。）

Ⅱ．2025年度講義日程表

2025年度「矯正・保護課程」／「矯正・保護教育プログラム」講義日程表【深草学舎開講分】

開講学舎	深草													
科目名	矯正・保護入門		矯正概論		矯正概論A		矯正概論B		更生保護概論		更生保護概論A		更生保護概論B	
単位数/受講時間数	2単位／22.5時間		4単位／45時間		2単位／22.5時間		2単位／22.5時間		4単位／45時間		2単位／22.5時間		2単位／22.5時間	
担当者	浜井　浩一 他		木村　昭彦		青山　純		青山　純		西岡　総一郎		宇戸　午朗		宇戸　午朗	
開講期	後期		通年		前期		後期		通年		前期		後期	
開講曜講時	木曜日　5講時		水曜日　3講時		水曜日　5講時		水曜日　5講時		火曜日　5講時		木曜日　4講時		木曜日　4講時	
教室	3－101		和顔館B101		3－201		3－201		和顔館B107		和顔館B201		和顔館B201	
前期			1	4/9	1	4/9			1	4/15	1	4/10		
			2	16	2	16			2	22	2	17		
			3	23	3	23			3	29	3	24		
			4	30	4	30			4	5/13	4	5/1		
			5	5/7	5	5/7			5	20	5	8		
			6	14	6	28			6	27	6	15		
			7	28	7	31（土曜日5講時）			7	6/3	7	22		
			8	6/4	8	6/4			8	10	8	29		
			9	11	9	11			9	17	9	6/5		
			10	18	10	18			10	24	10	12		
			11	25	11	25			11	7/1	11	19		
			12	7/2	12	7/2			12	8	12	26		
			13	9	13	9			13	15	13	7/3		
			14	16	14	16			14	22	14	10		
			15	23	15	23			15	29	15	17		
後期	1	9/25	16	9/24			1	9/24	16	9/30			1	9/25
	2	10/2	17	10/1			2	10/1	17	10/7			2	10/2
	3	9	18	8			3	8	18	14			3	9
	4	16	19	15			4	15	19	21			4	16
	5	23	20	22			5	22	20	28			5	23
	6	30	21	29			6	29	21	11/4			6	30
	7	11/6	22	11/5			7	11/5	22	11			7	11/6
	8	13	23	12			8	12	23	18			8	13
	9	20	24	19			9	19	24	25			9	20
	10	27	25	26			10	26	25	12/2			10	27
	11	12/4	26	12/3			11	12/3	26	9			11	12/4
	12	11	27	10			12	10	27	16			12	11
	13	18	28	17			13	17	28	23			13	18
	14	25	29	24			14	24	29	1/6			14	25
	15	1/8	30	1/7			15	1/7	30	13			15	1/8

開講学舎	深草													
科目名	矯正教育学		矯正教育学A		矯正教育学B		犯罪学		更生保護制度		矯正社会学		矯正社会学A	
単位数/受講時間数	4単位／45時間		2単位／22.5時間		2単位／22.5時間		2単位／22.5時間		2単位／22.5時間		4単位／45時間		2単位／22.5時間	
担当者	浪速少年院次長		谷口　隆志		谷口　隆志		浜井　浩一		寺戸　亮二		山本　貴祐		山本　貴祐	
開講期	通年		前期		後期		後期		後期		通年		前期	
開講曜講時	土曜日　1・2講時（隔週開講）		水曜日　3講時		水曜日　3講時		木曜日　2講時		木曜日　2講時		水曜日　3講時		水曜日　4講時	
教室	21－301		22－B101		22－B101		22－101		21－101		22－202		22－201	
前期	1	5/24	1	4/9							1	4/9	1	4/9
	2		2	16							2	16	2	16
	3	31	3	23							3	23	3	23
	4		4	30							4	30	4	30
	5	6/14	5	5/7							5	5/7	5	5/7
	6		6	14							6	14	6	14
	7	28	7	28							7	28	7	28
	8		8	6/4							8	6/4	8	6/4
	9	7/5	9	11							9	11	9	11
	10		10	18							10	18	10	18
	11	12	11	25							11	25	11	25
	12		12	7/2							12	7/2	12	7/2
			13	9							13	9	13	9
			14	16							14	16	14	16
			15	23							15	23	15	23
後期	13	9/20			1	9/24	1	9/25	1	9/18	16	9/24		
	14				2	10/1	2	10/2	2	25	17	10/1		
	15	27			3	8	3	9	3	10/2	18	8		
	16				4	15	4	16	4	9	19	15		
	17	10/4			5	22	5	23	5	16	20	22		
	18				6	29	6	30	6	23	21	29		
	19	11			7	11/5	7	11/6	7	30	22	11/5		
	20				8	12	8	13	8	11/6	23	12		
	21	11/8			9	19	9	20	9	13	24	19		
	22				10	26	10	27	10	20	25	26		
	23	29			11	12/3	11	12/4	11	27	26	12/3		
	24				12	10	12	11	12	12/4	27	10		
	25	12/6			13	17	13	18	13	20（土曜日4講時）	28	17		
	26				14	24	14	25	14	25	29	24		
	27	20			15	1/7	15	1/8	15	1/8	30	1/7		
	28													
	29	1/10												
	30													

2025年度「矯正・保護課程」／「矯正・保護教育プログラム」講義日程表【深草学舎開講分】

開講学舎	深　草											
科目名	矯正社会学B		犯罪心理学		犯罪心理学A		犯罪心理学B		成人矯正処遇		被害者学	
単位数/受講時間数	2単位／22.5時間		4単位／45時間		2単位／22.5時間		2単位／22.5時間		2単位／22.5時間		4単位／45時間	
担当者	山本　貴祐		安田　潔		田邉　範雅		田邉　範雅		小野　修		西村　重則	
開講期	後期		通年		前期		後期		前期		通年	
開講曜講時	水曜日　4講時		火曜日　2講時		土曜日　1・2講時（隔週開講）		土曜日　1・2講時（隔週開講）		水曜日　4講時		水曜日　2講時	
教室	22−201		22−B101		21−201		21−201		3−201		22−301	
前期			1	4/15	1	5/24			1	4/9	1	4/9
			2	22	2				2	16	2	16
			3	29	3	31			3	23	3	23
			4	5/13	4				4	30	4	30
			5	20	5	6/7			5	5/7	5	5/7
			6	27	6				6	14	6	14
			7	6/3	7	14			7	28	7	28
			8	10	8				8	6/4	8	6/4
			9	17	9	28			9	11	9	11
			10	24	10				10	18	10	18
			11	7/1	11	7/5			11	25	11	25
			12	8	12				12	7/2	12	7/2
			13	15	13	12			13	9	13	9
			14	22	14				14	16	14	16
			15	29	15	26（2講時のみ）			15	23	15	23
後期	1	9/24	16	9/30			1	9/20			16	9/24
	2	10/1	17	10/7			2				17	10/1
	3	8	18	14			3	10/4			18	8
	4	15	19	21			4				19	15
	5	22	20	28			5	11/8			20	22
	6	29	21	11/4			6				21	29
	7	11/5	22	11			7	22			22	11/5
	8	12	23	18			8				23	12
	9	19	24	25			9	12/6			24	19
	10	26	25	12/2			10				25	26
	11	12/3	26	9			11	20			26	12/3
	12	10	27	16			12				27	10
	13	17	28	23			13	1/10			28	17
	14	24	29	1/6			14				29	24
	15	1/7	30	13			15	17（2講時のみ）			30	1/7

開講学舎	深　草											
科目名	矯正医学		保護観察処遇		青少年問題		Ryukoku Criminology in English		刑事司法と福祉		アディクション論	
単位数/受講時間数	2単位／22.5時間		2単位／22.5時間		2単位／22.5時間		2単位／22.5時間		2単位／22.5時間		2単位／22.5時間	
担当者	定本　ゆき子 他		福西　毅 他		浜井　浩一		浜井　浩一 他		掛川　直之		加藤　武士	
開講期	後期		後期		後期		前期		前期		前期	
開講曜講時	水曜日　4・5講時（隔週開講）		土曜日　3・4講時（隔週開講）		火曜日　5講時		水曜日　5講時		月曜日　2講時		水曜日　4講時	
教室	和顔館202		21−202		和顔館B202		21−401		22−202		21−203	
前期							1	4/9	1	4/14	1	4/9
							2	16	2	21	2	16
							3	23	3	28	3	23
							4	30	4	5/12	4	30
							5	5/7	5	19	5	5/7
							6	28	6	26	6	14
							7	31（土曜日5講時）	7	6/2	7	28
							8	6/4	8	9	8	6/4
							9	11	9	16	9	11
							10	18	10	23	10	18
							11	25	11	30	11	25
							12	7/2	12	7/7	12	7/2
							13	9	13	14	13	9
							14	16	14	21	14	16
							15	23	15	28	15	23
後期	1	9/24	1	9/20	1	9/30						
	2		2		2	10/7						
	3	10/8	3	10/4	3	14						
	4		4		4	21						
	5	29（4講時のみ）	5	11	5	28						
	6	11/12	6		6	11/4						
	7		7	11/8	7	11						
	8	26	8		8	18						
	9		9	22	9	25						
	10	12/3	10		10	12/2						
	11		11	12/13	11	9						
	12	17	12		12	16						
	13		13	20	13	23						
	14	1/7	14		14	1/6						
	15		15	1/10（3講時のみ）	15	13						

2025年度「矯正・保護課程」／「矯正・保護教育プログラム」講義日程表【大宮学舎開講分】

開講学舎	大　宮			
科目名	犯罪心理学		被害者学	
単位数/受講時間数	4単位／45時間		4単位／45時間	
担当者	安田　潔		西村　重則	
開講期	通年		通年	
開講曜講時	木曜日　2講時		月曜日　3講時	
教室	清風館B103		南甍204	
前期	1	4/10	1	4/14
	2	17	2	21
	3	24	3	28
	4	5/1	4	5/12
	5	8	5	19
	6	15	6	26
	7	22	7	6/2
	8	29	8	9
	9	6/5	9	16
	10	12	10	23
	11	19	11	30
	12	26	12	7/7
	13	7/3	13	14
	14	10	14	21
	15	17	15	28
後期	16	9/25	16	9/22
	17	10/2	17	29
	18	9	18	10/6
	19	16	19	13
	20	23	20	20
	21	30	21	27
	22	11/6	22	11/3
	23	13	23	10
	24	20	24	17
	25	27	25	24
	26	12/4	26	12/1
	27	11	27	8
	28	18	28	15
	29	25	29	22
	30	1/8	30	1/19

Ⅲ．特別研修講座「矯正・保護課程」／「矯正・保護教育プログラム」履修推奨モデル

特別研修講座「矯正・保護課程」／「矯正・保護教育プログラム」履修推奨モデル

<table>
<tr><td rowspan="2">学　年
開講セメ
学舎</td><td colspan="2">１年次</td><td colspan="2">２年次</td><td colspan="2">３年次</td><td>４年次</td></tr>
<tr><td>１セメ</td><td>２セメ</td><td>３セメ</td><td>４セメ</td><td>５セメ</td><td>６セメ</td><td>7·8セメ</td></tr>
<tr><td rowspan="2">深草</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">矯正・
保護入門</td><td colspan="2">矯正概論
更生保護概論
矯正教育学</td><td colspan="2">犯罪心理学（矯正心理学）
矯正社会学
被害者学</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>矯正概論Ａ
更生保護概論Ａ
矯正教育学Ａ
刑事司法と福祉
Ryukoku Criminology in English</td><td>矯正概論Ｂ
更生保護概論Ｂ
矯正教育学Ｂ
犯罪学
更生保護制度</td><td>犯罪心理学Ａ
(矯正心理学Ａ)
矯正社会学Ａ
成人矯正処遇
アディクション論</td><td>犯罪心理学Ｂ
(矯正心理学Ｂ)
矯正社会学Ｂ
保護観察処遇
矯正医学
青少年問題</td></tr>
<tr><td>大宮</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2">犯罪心理学（矯正心理学）
被害者学</td><td></td></tr>
<tr><td>共通</td><td></td><td colspan="6">施　　設　　参　　観</td></tr>
</table>

Ⅳ．シラバス（講義概要・講義計画等）

注：人事異動等の関係で担当者や所属等が変更する
ことがありますので、ご留意ください。

授業科目	矯正・保護入門	2単位（本学学生）／22.5時間（社会人等）	担当者	浜井浩一 龍谷大学法学部教授 他
授業テーマ	犯罪・非行の現場で働く人たちとその仕事			
開講曜講時	〈深草学舎〉木曜日第５講時（後期）			

講義概要

現代日本の刑事政策上の大きな問題の一つに刑事司法の縦割りの弊害がある。犯罪者は警察に検挙され、検察に起訴され、裁判所で判決を受けて、刑務所に収容され、そこを仮釈放されると保護観察所で指導・監督を受ける。しかし、実は、これらの機関は独立して業務を遂行することが多く、あまり連携は進んでいない。そこで働く人たちもお互いのことを意外と知らない。特に、判決後を担当する矯正・保護の目的は犯罪者の更生であるが、判決まではあまり更生を意識しない。ここに、日本の司法が抱える大きな問題がある。矯正・保護に限らないが、効果的な犯罪者処遇を実施するためには、刑事司法全体の中でのそれぞれの機関の役割を理解することが不可欠である。

本科目は、少年司法を含む日本の刑事司法システム全体を概観することで、矯正・保護がそのどこに位置づけられ、どのような役割を果たすことが期待されているのかを理解することを目的とする。その際に、刑事司法システムの流れに沿って、それぞれの刑事司法機関ではたらく人とその仕事内容に焦点を当てることで具体的な仕事のイメージを描くことができるように講義を行う。具体的には、映像資料（動画）などを利用しながら警察で働く警察官、検察庁で働く検察官・検察事務官、裁判所で働く裁判官・裁判所書記官・事務官・家庭裁判所調査官、刑務官、保護観察官、法務教官・技官、教誨師や保護司などの矯正・保護で働くボランティア、児童相談所で働く人など、刑事司法機関等で働く人とその仕事内容を紹介する。

加えて、将来の職業選択の参考となるように、警察官等それぞれの採用試験や研修の仕組みなどについても併せて講義を行う。

講義計画

１回目　斎藤　　司　日本の刑事司法（刑事手続を含む全体像を概観）
２回目　斎藤　　司　裁判所とそこで働く人たちの仕事
３回目　斎藤　　司　検察とそこで働く人たちの仕事
４回目　斎藤　　司　警察と警察官の仕事
５回目　斎藤　　司　弁護士の仕事
６回目　青山　　純　刑事施設とそこで働く刑務官の仕事
７回目　西岡総一郎　保護観察所と保護観察官・保護司の仕事
８回目　西岡総一郎　刑事司法・少年司法を支えるボランティアの仕事
９回目　西岡総一郎　刑事司法・少年司法と連携する医療や福祉の仕事
10回目　春名　　苗　触法高齢者を支える福祉サービス
11回目　井上　善幸　矯正施設におけるボランティアと宗教教誨（教誨師）
12回目　黒川雅代子　児童相談所や児童自立支援施設で働く人の仕事
13回目　浜井　浩一　日本の少年非行・少年司法（少年審判を含む全体像を概観）
14回目　浜井　浩一　家庭裁判所とそこで働く裁判官や家庭裁判所調査官の仕事
15回目　浜井　浩一　少年鑑別所や少年院で働く法務教官・技官の仕事

到達目標

刑事司法に関係する具体的な職業とその仕事の内容を通して、刑事司法の全体像を理解することができる。講義を通して刑事司法に関わる仕事を将来の選択肢の候補として考えられるようになる。

講義方法

複数の担当者によるリレー講義形式で進めます。DVD等の動画を使って具体的な仕事の中身を中心に講義します。

授業時間外における予・復習等の指示

毎回講義終了後に配付プリント、講義ノートをもとに復習をおこない、要点をまとめておくこと。

系統的履修

矯正・保護課程の科目をより深く理解できるように準備した入門講座です。できるだけ早い段階で受講してください。

成績評価の方法

定期試験（100％）出席条件を確認した上で、主として定期試験で評価します。
※　授業においては毎回出席を確認します。定期試験は、持込は犯罪白書等教科書・参考書のみ可で、その他コピー不可・レジュメ不可・ノート不可なので気をつけてください。

テキスト

法務省法務総合研究所『犯罪白書』

履修上の注意・担当者からの一言

具体的な職業を通して刑事司法を理解する科目ですが、進路の選択肢が見つかるかもしれません。それぞれの職業の階級や出世の方法などもこっそり教えます。

授業科目	矯正概論	4単位（本学学生）／45時間（社会人等）	担当者	木村昭彦 元　高松矯正管区長 龍谷大学法学部客員教授
授業テーマ	矯正施設の組織と業務及び被収容者の処遇			
開講曜講時	〈深草学舎〉水曜日第３講時（通年）			

講義概要

犯罪のない明るい社会を作ることは国民の悲願である。しかし、現実には毎日のように凶悪な犯罪記事が紙上をにぎわしており、犯罪などを撲滅するに至っていない。そこで、日本の安心・安全な社会を実現するために、各種政策が実施されている。

我が国の治安を支える刑事司法手続は、警察・検察・裁判・矯正・更生保護の分野から成り立っており、その内、矯正の役割は、被収容者を施設に収容し基本的な人権を尊重しつつ、その特性に応じた改善指導等の適切な矯正処遇を実施し、社会復帰を目指すことにある。特に、昨今では複雑な問題性を有する被収容者が多く、社会復帰に向けて専門的できめ細かな対応が求められている。これら矯正に期待された役割がどのような仕組みで展開されているのかを関係法令と実務に即した観点から解説したい。

講義計画

１回目　総論
２回目　矯正の歴史
３回目　矯正の基本法
４回目　刑事施設の運営等
５回目　刑事施設の収容手続等
６回目　刑事施設の物品等の取扱い
７回目　刑事施設の領置金品
８回目　刑事施設の医療①
９回目　刑事施設の医療②
10回目　刑事施設の宗教・書籍
11回目　刑事施設の規律秩序①
12回目　刑事施設の規律秩序②
13回目　刑事施設の矯正処遇①
14回目　刑事施設の矯正処遇②
15回目　刑事施設の制限の緩和
16回目　刑事施設の優遇の措置
17回目　刑事施設の作業①
18回目　刑事施設の作業②
19回目　刑事施設の各指導①
20回目　刑事施設の各指導②
21回目　刑事施設の外部交通①
22回目　刑事施設の外部交通②
23回目　刑事施設の賞罰
24回目　刑事施設の不服申立
25回目　刑事施設の釈放等
26回目　少年施設の役割①
27回目　少年施設の役割②
28回目　矯正施設の組織・予算等
29回目　PFI施設の仕組・再犯防止の取組等
30回目　矯正の収容動向と課題等

到達目標

刑事司法手続における矯正の役割と矯正施設・矯正業務全般の理解。

講義方法

矯正業務の理解を進めるために、できるだけ新しい関係資料等を活用して、また、矯正職員としての経験談を交えながら、分かりやすい講義にしたい。なお、質問や疑問等については、マナバのアンケート等を活用することによって、次の講義等の際、回答や解説を通して理解を深めることとする。

授業時間外における予・復習等の指示

矯正に関する基本法等を中心に矯正業務全般を扱うので、実際の矯正施設の運営と取組を理解するために、施設参観等に参加すること。

系統的履修

①成人矯正分野に関心のある方は、本科目を履修した後、「成人矯正処遇」を、少年矯正分野に関心のある方は、本科目を履修した後、「矯正教育学」「矯正社会学」「犯罪心理学」を履修すること。
②矯正職員を希望する方は成人矯正及び少年矯正の両分野を履修すること。

成績評価の方法

レポート試験（70％）、平常点（小課題等）及び施設参観（30％）。理論だけでなく実務に関する知識と取組の理解に重点をおく。

テキスト

レジュメを配付

参考文献

法務総合研究所『犯罪白書』

履修上の注意・担当者からの一言

理論だけでなく、実務的な運用や視点等を中心とした解説が多くなることから、自分の目で矯正の現場をみていただきたい。特に、施設の運営や処遇場面等をみる機会は貴重なものと考える。

授業科目	矯正概論A	2単位（本学学生）／22.5時間（社会人等）	担当者	青山　純 元　東京矯正管区長
授業テーマ	矯正の現状、刑事政策上の役割等			
開講曜講時	〈深草学舎〉水曜日第５講時（前期）			

講義概要

日本の犯罪者処遇（刑事政策）は、警察、検察、裁判、矯正、更生保護の各分野の取組によって成り立っており、その内、矯正は、犯罪者や非行少年の施設内での処遇を受け持っています。矯正施設では、施設内の規律及び秩序を維持する等して、施設の適正な運営を図り、また、被収容者の人権を尊重しつつ、その状況に応じた適切な処遇（例えば、受刑者や少年院の在院者であれば、改善更生及び円滑な社会復帰を図ることが目的）を行っています。

本講義においては、このような矯正の現状、刑事政策上の役割、今後の課題等について、歴史的な経緯も踏まえつつ、お話しします。

講義計画

次の事項について、15回に分けて講義。

Ⅰ　総論（３回程度）
　矯正の組織等のあらまし。

Ⅱ　歴史等（５回程度）
　組織の成り立ち等の歴史、現在の組織運営の基礎となる保安事故史や重要な裁判例など。

Ⅲ　平成期における改革・新法の制定経緯等（２回程度）。
　平成期における改革と新法（現行の刑事収容施設法・少年鑑別所法・少年院法）の制定の経緯と、新法（現行法）の趣旨概要等。

Ⅳ　矯正施設の運営と被収容者処遇（３回程度）

Ⅴ　今日的な課題の取組（２回程度）
　再犯防止の取組、令和期における刑法・少年法改正に伴う取組等。

到達目標

矯正施設のあらましと、刑事政策上の役割等の理解。

講義方法

プロジェクタ等により説明します。なお、説明資料は、各講義の前にManabaに参考まで掲示します。

授業時間外における予・復習等の指示

特に必要としません。ただし、夏季及び春季に計画される施設参観については、講義内容の具体的なイメージを把握するのに有効なので、参加するようにしてください。矯正施設は一般に馴染みがなく、「百聞は一見に如かず」です。

系統的履修

①成人矯正分野に関心のある方や刑務官等を希望する方は、本科目を履修した後、「矯正概論B」、「成人矯正処遇」を履修することが望ましい。

②少年矯正分野に関心のある方や法務教官を希望する方は、本科目を履修した後、「矯正教育学A・B」、「矯正社会学A・B」、「犯罪心理学A・B」を履修することが望ましい。

成績評価の方法

レポート（70％）、平常点〈主に出席状況等〉（30％）。

テキスト

特にありません。

参考文献

犯罪白書等。必要に応じ、講義の際に随時紹介します。

履修上の注意・担当者からの一言

できるだけ皆さんと一緒に講義を進めたいと思いますので、質問や疑問に思うことがあれば遠慮なく申し出てください。

授業科目	矯正概論B	2単位（本学学生）／22.5時間（社会人等）	担当者	青山　純 元　東京矯正管区長
授業テーマ	刑事施設の運営と被収容者の処遇			
開講曜講時	〈深草学舎〉水曜日第５講時（後期）			

講義概要

日本の犯罪者処遇（刑事政策）は、警察、検察、裁判、矯正、更生保護の各分野の取組によって成り立っており、その内、矯正は、犯罪者や非行少年の施設内での処遇を受け持っています。矯正施設では、施設内の規律及び秩序を維持する等して、施設の適正な運営を図り、また、被収容者の人権を尊重しつつ、その状況に応じた適切な処遇（例えば、受刑者であれば、その資質及び環境に応じ、改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適応する能力の育成を図ることが目的）を行っています。

本講義においては、このような矯正の取組のうち、成人矯正を担う刑事施設における施設の運営と被収容者（受刑者・未決拘禁者等）の処遇を中心として、その現状や今後の課題等について、お話しします。

講義計画

刑事施設の運営、被収容者処遇等の全般について、「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」（刑事収容施設法）の規定と実務の運用など。次の事項について、15回に分けて講義。

Ⅰ　刑事施設と被収容者処遇のあらまし
Ⅱ　未決拘禁者の処遇（施設内での処遇、弁護人との外部交通、裁判出廷等）
Ⅲ　受刑者の処遇（作業、改善指導、教科指導、宗教行為、優遇・制限緩和、外部交通、社会復帰支援等）
Ⅳ　その他の処遇等（書籍等閲覧、規律及び秩序の維持、衛生・医療、不服申立、釈放・死亡、死刑確定者の処遇等）

到達目標

刑事施設の運営及び被収容者の処遇の理解。

講義方法

プロジェクタ等により説明します。なお、説明資料は、各講義の前にManabaに参考まで掲示します。

授業時間外における予・復習等の指示

特に必要としません。ただし、夏季及び春季に計画される施設参観については、講義内容の具体的なイメージを把握するのに有効なので、参加するようにしてください。矯正施設は一般に馴染みがなく、「百聞は一見に如かず」です。

系統的履修

①成人矯正分野に関心のある方や刑務官等を希望する方は、本科目を履修した後、「成人矯正処遇」を履修することが望ましい。
②少年矯正分野に関心のある方や法務教官を希望する方は、本科目を履修した後、「矯正教育学A・B」、「矯正社会学A・B」、「犯罪心理学A・B」を履修することが望ましい。

成績評価の方法

レポート（70％）、平常点〈主に出席状況等〉（30％）。

テキスト

特にありません。

参考文献

犯罪白書等。必要に応じ、講義の際に随時紹介します。

履修上の注意・担当者からの一言

できるだけ皆さんと一緒に講義を進めたいと思いますので、質問や疑問に思うことがあれば遠慮なく申し出てください。

授業科目	更生保護概論	4単位（本学学生）／45時間（社会人等）	担当者	西　岡　総一郎 元　中部地方更生保護委員会委員長
授業テーマ	犯罪をした者や非行のある少年の社会内処遇			
開講曜講時	〈深草学舎〉火曜日第５講時（通年）			

講義概要

更生保護とは、犯罪をした者及び非行のある少年に対し、社会内において適切な処遇を行うことにより、再び犯罪や非行をすることをなくし、社会の善良な一員として自立し、改善更生することを助けることです。もって、社会を保護し、個人及び公共の福祉を増進することを目的としています。

本科目では、更生保護の意義、刑事司法の中の位置付け、更生保護の沿革、方法、手続、保護観察処遇等について説明します。

講義計画

１回目　現行の日本の更生保護制度の概要
２～３回目　更生保護の沿革
４～７回目　更生保護の機構、保護司、更生保護施設、民間協力者等
８～11回目　犯罪者・非行少年の処遇の流れ
12～13回目　仮釈放
14回目　生活環境の調整
15～22回目　保護観察
23～24回目　更生緊急保護・息の長い社会復帰支援
25回目　保護司制度と更生保護事業制度の課題と展望
26回目　恩赦
27～28回目　心神喪失者等医療観察制度
29回目　犯罪被害者等施策
30回目　犯罪予防活動

到達目標

更生保護を知らない人にある程度更生保護を説明できるようになる。

どのようにして保護観察処遇により再犯・再非行を防止するかを理解する。

講義方法

manabaに掲載するレジュメを使って説明します。

授業時間外における予・復習等の指示

レジュメや講義で説明したことを基に、自ら参考文献やネット等でも調べ、さらに理解を深めてください。

系統的履修

本講義を履修後は、「保護観察処遇」を履修することが望ましい。

矯正に関する講義も適宜履修し、施設内処遇と社会内処遇の関連についても理解してください。

成績評価の方法

出席状況とレポートにより総合的に評価します。

テキスト

講義で使うレジュメをテキストとします。

参考文献

法務省法務総合研究所『犯罪白書』、法務省『再犯防止推進白書』、今福章二・小長井賀與編著『保護観察とは何か』、藤本哲也・生島浩・辰野文理編著『よくわかる更生保護』（ミネルヴァ書房）、日本更生保護学会編『更生保護学事典』（成文堂）、一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟編集『最新社会福祉士養成講座精神保健福祉士養成講座10　刑事司法と福祉』、長尾和哉著『非行・犯罪からの立ち直り　保護観察における支援の実際』（金剛出版）

履修上の注意・担当者からの一言

犯罪や非行をした人は、警察に捕まり、検察庁から裁判を経て、刑務所や少年院に入る。そこまでは知っていると思います。その先に更生保護があります。ぜひ興味をもって受講してください。

授業科目	更生保護概論A	2単位（本学学生）／22.5時間（社会人等）	担当者	宇戸午朗 元 近畿地方更生保護委員会第二部長委員
授業テーマ	犯罪をした者や非行のある少年の社会内処遇			
開講曜講時	〈深草学舎〉木曜日第４講時（前期）			

講義概要

更生保護とは、犯罪をした者及び非行のある少年に対し、社会内において適切な処遇を行うことにより、再び犯罪や非行をすることをなくし、社会の善良な一員として自立し、改善更生することを助けることです。もって、社会を保護し、個人及び公共の福祉を増進することを目的としています。

本講義では、更生保護の意義、沿革、方法、手続、刑事司法の中の位置付け等更生保護の概要について説明します。

講義計画

１回目　更生保護とは
２回目　更生保護制度の概要
３回目　更生保護の沿革（日本）
４回目　更生保護の沿革（海外）
５回目　更生保護を担う機関
６回目　更生保護を支える民間ボランティア
７回目　我が国の犯罪情勢
８回目　犯罪者・非行少年の処遇の流れ
９回目　保護観察
10回目　仮釈放
11回目　仮退院・生活環境の調整
12回目　更生緊急保護・更生保護事業・更生保護法人
13回目　恩赦・前科と資格制限・資格の回復
14回目　犯罪被害者等施策
15回目　犯罪予防活動

到達目標

更生保護を知らない人にある程度説明できるようになること。

講義方法

manabaを通じて事前に配布するレジュメを使って説明します。

授業時間外における予・復習等の指示

レジュメや講義で説明したことを基に、自ら参考文献やネット等でも調べ、さらに理解を深めてください。

系統的履修

本講義を履修後は、「更生保護概論B」「保護観察処遇」を履修することが望ましい。

矯正に関する講義も適宜履修し、施設内処遇と社会内処遇の関連についても理解してください。

成績評価の方法

出席状況とレポートにより総合的に評価します。

テキスト

講義で使うレジュメをテキストとします。

参考文献

法務総合研究所『犯罪白書』、加藤博史・水藤昌彦編著『司法福祉を学ぶ』（ミネルヴァ書房）、社会福祉士養成講座編集委員会編集『新・社会福祉士養成講座20 更生保護制度』（中央法規）、松本勝編著『更生保護入門』（成文堂）、今福章二・小長井賀與編著『保護観察とは何か』、清水義悳・若穂井透編著『更生保護』（ミネルヴァ書房）、藤本哲也・生島浩・辰野文理編著『よくわかる更生保護』（ミネルヴァ書房）、日本更生保護学会編『更生保護学事典』（成文堂）

履修上の注意・担当者からの一言

犯罪や非行をした人は、警察に捕まり、検察庁から裁判を経て、刑務所や少年院に入る。そこまでは知っていると思います。その先に更生保護があります。ぜひ興味をもって受講してください。

更生保護概論Aは総論、更生保護概論Bは各論の位置付けです。できるだけ更生保護概論Aを受講した後、更生保護概論Bを受講するようにしてください。

授業科目	更生保護概論Ｂ	２単位（本学学生）／22.5時間（社会人等）	担当者	宇戸午朗 元 近畿地方更生保護委員会第二部長委員
授業テーマ	犯罪をした者や非行のある少年の社会内処遇			
開講曜講時	〈深草学舎〉木曜日第４講時（後期）			

講義概要

更生保護とは、犯罪をした者及び非行のある少年に対し、社会内において適切な処遇を行うことにより、再び犯罪や非行をすることをなくし、社会の善良な一員として自立し、改善更生することを助けることです。もって、社会を保護し、個人及び公共の福祉を増進することを目的としています。

本講義では、更生保護制度の中の保護観察について詳しく説明し、関連して心神喪失者等医療観察制度も説明します。

講義計画

１回目　更生保護制度の概要
２回目　更生保護の沿革
３回目　統計から見た犯罪者・犯罪者処遇の状況
４回目　刑事処分と保護処分・少年法改正
５回目　更生保護制度改革
６回目　仮釈放と刑の一部執行猶予制度
７回目　社会貢献活動・韓国の更生保護
８回目　保護観察の方法①　保護観察の方法・遵守事項
９回目　保護観察の方法②　良好措置・不良措置
10回目　保護観察処遇①　処遇の基本原則・アセスメント・類型別処遇
11回目　保護観察処遇②　処遇技法
12回目　保護観察処遇③　専門的処遇プログラム
13回目　保護観察処遇④　専門的処遇プログラム
14回目　保護観察処遇⑤　住居確保・就労支援・満期釈放者対策
15回目　心神喪失者等医療観察制度

到達目標

どのようにして保護観察処遇により再犯・再非行を防止するかを理解する。

講義方法

manabaを通じて事前に配布するレジュメを使って説明します。

授業時間外における予・復習等の指示

レジュメや講義で説明したことを基に、自ら参考文献やネット等でも調べ、さらに理解を深めてください。

系統的履修

できるだけ本科目履修の前に「更生保護概論A」を履修してください。また、本科目履修後は「保護観察処遇」を履修することが望ましい。

矯正に関する講義も適宜履修し、施設内処遇と社会内処遇の関連についても理解してください。

成績評価の方法

出席状況とレポートにより総合的に評価します。

テキスト

講義で使うレジュメをテキストとします。

参考文献

法務総合研究所『犯罪白書』、加藤博史・水藤昌彦編著『司法福祉を学ぶ』（ミネルヴァ書房）、社会福祉士養成講座編集委員会編集『新・社会福祉士養成講座20 更生保護制度』（中央法規）、松本勝編著『更生保護入門』（成文堂）、今福章二・小長井賀與編著『保護観察とは何か』、清水義悳・若穂井透編著『更生保護』（ミネルヴァ書房）、藤本哲也・生島浩・辰野文理編著『よくわかる更生保護』（ミネルヴァ書房）、日本更生保護学会編『更生保護学事典』（成文堂）

履修上の注意・担当者からの一言

犯罪や非行をした人は、警察に捕まり、検察庁から裁判を経て、刑務所や少年院に入る。そこまでは知っていると思います。その先に更生保護があります。ぜひ興味をもって受講してください。

更生保護概論Aは総論、更生保護概論Bは各論の位置付けです。できるだけ更生保護概論Aを受講した後、更生保護概論Bを受講するようにしてください。

授業科目	矯正教育学	4単位（本学学生）／45時間（社会人等）	担当者	浪速少年院次長
授業テーマ	少年院における矯正教育			
開講曜講時	〈深草学舎〉土曜日第１・２講時（通年 隔週開講）			

講義概要

少年非行の諸相とともに少年院で行われている教育の目的・方法・実際等について講義します。

講義計画

１・２回目　少年院の歴史と少年法の俯瞰
３・４回目　少年非行の動向と態様
５・６回目　少年院における矯正教育の目的と方法
７・８回目　矯正教育における対象者とその理解
９・10回目　矯正教育課程
11・12回目　個人別矯正教育計画
13・14回目　特定少年の位置付け等
15・16回目　矯正教育の内容①（生活指導、教科指導、体育指導）
17・18回目　矯正教育の内容②（職業指導、特別活動指導）
19・20回目　矯正教育の環境等（寮・集団生活、規律の維持等）
21・22回目　矯正教育における評価
23・24回目　社会復帰支援①（修学支援、就労支援）
25・26回目　社会復帰支援②（帰住調整、医療・療養等）
27・28回目　法務教官等の基本的役割
29・30回目　少年非行を取り巻く諸相の変化と今後の矯正教育の展望

到達目標

少年非行の概要と少年院の処遇全般について理解する。

講義方法

講義形式。パワーポイントも活用する。資料は随時配布。

授業時間外における予・復習等の指示

予・復習は必要ありません。少年司法に関するニュース等に関心を持ってアクセスしたり閲読することを希望します。

系統的履修

少年矯正に関心のある方は、予め「矯正概論」を履修すると理解しやすいと思います。また、「矯正社会学」及び「犯罪心理学」を本科目受講後に履修すると良いと思います。

成績評価の方法

平常点（出席状況）30点、レポート　70点（期末）

テキスト

特にありません。

参考文献

特にありません。

履修上の注意・担当者からの一言

①参考書籍等は、授業中（又は資料中）に随時紹介します。
②学習状況や理解状況を見て、シラバス計画の順番を入れ替えることもあります。

授業科目	矯正教育学A	2単位（本学学生）／22.5時間（社会人等）	担当者	谷口隆志 元　交野女子学院長
授業テーマ	矯正教育・総論			
開講曜講時	〈深草学舎〉水曜日第3講時（前期）			

講義概要

矯正教育は刑事政策の分野に属するものの、非行少年が健全な大人として、変容、成長して行くことを目的としながらも、教育分野や福祉分野と共通した点が多々見受けられる。

犯罪・非行の実情や矯正教育の内容・方法の実情に触れ、矯正教育の目的、意義、体系について理解する。

講義計画

1回目　矯正教育とは
2回目　矯正施設とは
3回目　成人事件の流れ
4回目　犯罪の態様・動向
5回目　刑事施設における矯正指導
6回目　少年保護制度の歴史・沿革、子供に関する条約、拘禁に関する国際基準等
7回目　少年事件の流れ
8回目　非行少年の態様・変化
9回目　少年院等の収容動向等
10回目　少年鑑別所における健全な育成のための支援
11回目　少年院における矯正教育（1）
12回目　少年院における矯正教育（2）
13回目　少年院における矯正教育（3）
14回目　少年院における矯正教育（4）
15回目　まとめ

到達目標

矯正施設における矯正教育の意味や目的を理解をする。

講義方法

パワーポイント、各種資料による説明。

授業時間外における予・復習等の指示

講義レジュメにより復習に役立てる。

系統的履修

少年矯正分野に関心のある又は、法務教官等を希望する学生は、先に「矯正概論A・B」を履修することが望ましい。また、本科目を履修した後、「矯正教育学B」を受講し、同時に「矯正社会学A・B」「犯罪心理学A・B」の履修をおすすめする。

成績評価の方法

平常点〈出席状況等〉(15%)、小レポート3回（15%)、定期試験時レポート（70%)。

テキスト

特になし。

参考文献

法務省矯正研修所編『研修教材 矯正教育学』（矯正協会)、法務省矯正研修所編『研修教材 少年矯正法』(矯正協会)、法務省法務総合研究所編『犯罪白書』、法務省『新しい少年院法と少年鑑別所法』（矯正協会）

履修上の注意・担当者からの一言

非行少年にかかわるという業務の特殊性から、ともすると少年院における教育を社会に説明し、また発信することに積極的でなかったため、必ずしも矯正教育の内容が世間に正しく伝えられていなかったきらいがなくはないと思います。

この講義を通じて、矯正教育への理解者がひとりでも多く増えるとともに、将来に就く職業選択の1つとして法務教官を知っていただくことを願うしだいです。

授業科目	矯正教育学B	2単位（本学学生）／22.5時間（社会人等）	担当者	谷口隆志 元　交野女子学院長
授業テーマ	少年院における矯正教育・各論			
開講曜講時	〈深草学舎〉水曜日第3講時（後期）			

講義概要
矯正教育は刑事政策の分野に属するものの、非行少年が健全な大人として、変容、成長して行くことを目的としながらも、教育分野や福祉分野と共通した点が多々見受けられる。
矯正教育の目的、意義、体系について理解するとともに、犯罪・非行の実情や矯正教育の内容・方法の実情に触れ、矯正教育課程の教育機能性や意味について紹介する。

講義計画
1回目　矯正教育とは、矯正施設とは
2回目　成人事件、少年事件の流れ
3回目　犯罪・非行の態様・動向（1）
4回目　犯罪・非行の態様・動向（2）
5回目　刑事施設の矯正指導、少年鑑別所における健全な育成のための支援
6回目　少年院とは、少年院のアウトライン
7回目　矯正教育の主体と客体
　　法務教官とは、法務教官になろう！
8回目　教育の計画（学校と矯正の比較）
9回目　矯正教育の内容・実施
10回目　生活指導（1）
11回目　生活指導（2）
12回目　職業指導
13回目　教科指導、体育指導、特別活動指導
14回目　少年院における教育評価他
15回目　少年院における矯正教育のまとめ

到達目標
少年院における矯正教育の教育内容及び方法並びに教育評価について、理解する。

講義方法
パワーポイント、各種資料による説明。

授業時間外における予・復習等の指示
講義レジュメにより復習に役立てる。

系統的履修
少年矯正分野に関心のある又は、法務教官等を希望する学生は、先に「矯正概論A・B」「矯正教育学A」を履修することが望ましい。また、本科目を履修した後、「矯正社会学A・B」「犯罪心理学A・B」の履修もおすすめする。

成績評価の方法
平常点〈出席状況等〉(15%)、小レポート3回（15%)、定期試験時レポート（70%)。

テキスト
特になし。

参考文献
法務省矯正研修所編『研修教材 矯正教育学』、法務省矯正研修所編『研修教材 少年矯正法』（矯正協会)、法務省『新しい少年院法と少年鑑別所法』（矯正協会)、『少年院教育はどのように行われているか』（矯正協会)。

履修上の注意・担当者からの一言
非行少年にかかわるという業務の特殊性から、ともすると少年院における教育を社会に説明し、また発信することに積極的でなかったため、必ずしも矯正教育の内容が世間に正しく伝えられていなかったきらいがなくはないと思います。
この講義を通じて、矯正教育への理解者がひとりでも多く増えるとともに、将来に就く職業の選択の1つとして法務教官を知っていただくことを願うしだいです。

授業科目	犯罪学 ※社会人受講生はオンライン受講可	２単位（本学学生）／22.5時間（社会人等）	担当者	浜井浩一 龍谷大学法学部教授
授業テーマ	犯罪を科学する：(刑罰)信仰に基づく犯罪対策から、エビデンスに基づく犯罪対策へ			
開講曜講時	〈深草学舎〉木曜日第２講時（後期）			

講義概要

戦後、長い間、日本は、世界一の治安を誇っています。しかし、1990年代に入り、いわゆるバブル経済が崩壊し、日本の治安に関しても疑問を投げかける声が多く聞かれるようになり始めました。そして、治安の悪化を懸念する声は、1997年に神戸で発生した児童殺傷事件以降の一連の少年犯罪から一気に高まりを見せ、2000年に世田谷で起きた一家殺人事件、2001年の大阪教育大学附属池田小学校での児童無差別殺傷事件、2003年には長崎で12歳の少年による幼児殺害事件、2004年には奈良で女児誘拐殺人事件、2005年には広島と栃木で同様のショッキングな事件が起こり、こうした傾向に拍車をかけました。その結果、2003年の総選挙では、犯罪対策が大きな争点ともなり、少年法を含めて刑事立法による厳罰化が加速しました。現在でも少年犯罪が凶悪化したとの言説の下、民法の成年年齢の引下げに呼応して、少年法の適用年齢を20歳から18歳に引き下げるべきとの議論が起き、2022年に特定少年という新たなカテゴリーが新設されました。

しかし、よく考えてください。少子高齢化で若者が減っているのに犯罪が増えたりするのでしょうか。皆さんが犯罪に遭う現実のリスクは増加しましたか。日本の警察は、そんなにだらしなくなったのでしょうか。実際は刑法犯の認知件数は2002年から減少し続け、殺人の認知件数も戦後最低を記録し、ついに未遂も含めて1,000件を下回り、刑務所も少年院も次々と閉鎖されています。心の時代と言われ、非行少年や犯罪者の心の闇が問題となっていますが、心の闇とは何なのでしょう。監視（防犯）カメラは本当に犯罪を防止することができるのでしょうか。厳罰化など力による犯罪対策は、犯罪を抑止することができるのでしょうか。刑務所には、凶悪犯罪者ではなく、認知症の高齢者など社会的弱者がどんどん集められています。刑法や刑罰は誰から誰を守ろうとしているのでしょうか。

犯罪学は、再犯防止を含む犯罪防止と犯罪者処遇を研究する研究分野です。この講義では、理論だけでなく、講師が法務省で犯罪者処遇や犯罪白書の作成に関わっていた事例や体験を交えながら、犯罪学という窓を通して現代日本の犯罪と刑事政策を考えてみたいと思います。

講義計画

１回目　オリエンテーション：犯罪とは何か
２回目　一見効果的な犯罪対策（スケアードストレイト・プログラム）
３回目　日本の治安は悪化しているのか？（少子高齢化社会と犯罪）
４回目　刑罰に関する統計入門（刑罰に関する統計）厳罰化が作り出すもの
５回目　刑務所は社会を映し出す鏡（刑務所の高齢者）
６回目　海外の刑務所（ノルウェーやイタリア）
７回目　犯罪学と死刑（世界から見た日本の死刑）
８回目　前半のまとめ（復習）
９回目　犯罪理論Ⅰ（犯罪生物学：遺伝と犯罪）
10回目　犯罪理論Ⅰ（犯罪精神医学：人はなぜ犯罪者となるのか？）
11回目　犯罪学理論Ⅰ（犯罪心理学：人はどうして犯罪をするのか？）
12回目　犯罪理論Ⅱ（犯罪社会学：社会が犯罪を作り出すのか？　シカゴ学派）
13回目　犯罪理論Ⅱ（犯罪社会学：社会が犯罪を作り出すのか？　分化的接触理論）
14回目　犯罪理論Ⅱ（犯罪社会学：社会が犯罪を作り出すのか？　ラベリング理論・社会的学習理論）
15回目　後半のまとめ

到達目標

犯罪統計・刑事司法統計を正しく理解することができるようになると同時に、基礎的な犯罪学理論を理解することができるようになることを目標とします。それらを通してテレビや新聞又はSNS等での犯罪や刑罰に関する記事を正しく理解し、批判的に検討することができるようになることを希望します。

講義方法

テキストに加え、レジュメをManabaに掲載しつつ、講義形式で授業を行います。隔週で著名な犯罪学者のTED Showなどの動画を視聴します。

本講義は、オンラインを併用したハイフレックスで実施します。教室からオンラインで講義を行うため、本学の学生は教室又はライブ・オンラインで参加してください。

社会人として本講義を矯正・保護課程を受講している人は、上記の参加方法に加えて、講義終了後１週間の期間オンデマンド方式で収録したオンライン講義の動画を視聴することができます。ただし、オンデマンド受講に関しても、定期的な受講を奨励する趣旨から、視聴期間は１講義１週間（１週間に視聴できる講義は一つ）に限定しているので注意してください。

授業時間外における予・復習等の指示

毎回講義終了後に配付プリント、講義ノートをもとに復習をおこない、要点をまとめておくこと。
また毎日、新聞を読んでください。

成績評価の方法

定期試験100％（学期末試験のみで評価します。）
※教科書の刊行物の持ち込みは可ですが、コピーやノート、レジュメの持ち込みは不可です。

テキスト

浜井浩一『エビデンスから考える現代の「罪と罰」』現代人文社、2021年
※　2021年末に刊行された『エビデンスから考える現代の「罪と罰」』や参考文献に挙げた『新・犯罪論』を読めば講義が理解しやすくなります。試験対策にもなります。

参考文献

法務総合研究所編『令和５年度版犯罪白書』、瀬川　晃『犯罪学』（成文堂）、荻上チキ・浜井浩一『新・犯罪論』（現代人文社）、浜井浩一『犯罪統計入門（第２版）』（日本評論社）

履修上の注意・担当者からの一言

講義内容そのものは統計グラフや具体的事例を使って説明するため一つ一つの内容は難解ではありませんが、一つの講義での情報量が多く、日本ではここでしか聞けない最先端の内容です。油断していると付いてこられなくなるので、集中して受講してください。原則として出席はとりませんが、講義をしっかり聞いてノートを取り、教科書を熟読せずに定期試験を受けても合格点は取れないと思うので気を付けてください。なお、学生の理解の様子を見ながらシラバスの内容を一部省略する方向で変更することがあります。

授業科目	更生保護制度	２単位（本学学生）／22.5時間（社会人等）	担当者	寺戸亮二 元　中国地方更生保護委員会第二部長委員
授業テーマ	「犯罪に戻らない・戻さない」再犯防止の取組と福祉支援			
開講曜講時	〈深草学舎〉木曜日第２講時（後期）			

講義概要

更生保護は、刑事司法、少年司法の手続きを経て定められた犯罪者・非行少年処遇のうちの社会内処遇に関わる制度で、犯罪者・非行少年の再犯（再非行）防止を目的としています。警察→検察→裁判→矯正施設と、隔離・拘禁のイメージがついて回る犯罪者処遇ですが、犯罪をした者等が「孤立することなく」、円滑に社会復帰すること（re-entry）が再犯防止に重要であるとした「再犯防止推進法」に基づき2017.12閣議決定された「再犯防止推進計画」は、「誰一人取り残さない社会」の実現に向けて、刑務所出所者等に対する住居支援・就労支援［居場所と出番］、保健医療・福祉サービスの利用の促進、地方公共団体等地域の支援ネットワークの取組促進等の施策を展開するとしています。高齢者・障害者の累犯がクローズアップされて以降、必要性が訴えられてきた福祉支援についてさらに取り組み促進が期待されるところです。本講義では、法律・制度としての更生保護について学びつつ、あわせて新規施策により福祉職の活躍が期待される刑事司法の関連分野のトピックスも取り上げて、犯罪者・非行少年処遇の知識と理解を確かにすることを目指します。

講義計画

１回目　刑事司法・少年司法での位置づけ、更生保護制度の歴史的変遷
２回目　更生保護の背景としての我が国の社会問題の変容と支援の在り方
３回目　刑事司法制度の概要（成人／少年、刑事責任）
４回目　更生保護制度概説
５回目　矯正処遇と社会内処遇へのかけはし（矯正施設と矯正処遇、生活環境調整）
６回目　仮釈放と満期釈放、更生緊急保護、特別調整
７回目　保護観察１（本人のストレングスとウィークネス／専門的処遇プログラム）
８回目　保護観察２（その他）
９回目　更生保護制度の担い手（保護観察官、保護司、更生保護施設等、民間協力者等）
10回目　関係機関・団体との連携（検察庁、裁判所、矯正施設、就労支援・福祉機関等）
11回目　刑事司法領域での福祉職の出番／更生保護と市民参加（犯罪予防活動等）
12回目　医療観察制度の概要（生活環境調査、生活環境調整、精神保健観察等、多機関連携）
13回目　犯罪被害者施策、恩赦制度等
14回目　出口支援・入口支援／犯罪対策における近年の動向と今後の展望
15回目　まとめ（過去問の検討）

到達目標

刑事司法制度全体を概観し、更生保護制度等の基本的知識について具体的に理解するようになる。取り組みの進む出所者等支援の現状を知ることによって、犯罪者・非行少年処遇を理解する。併せて関連の刑事司法・少年司法分野に関しても理解できるようになる。

講義方法

更生保護は、なじみの薄い分野・制度と思われるため、授業は講義を中心に行う。

授業時間外における予・復習等の指示

日頃から、犯罪や非行、更生保護制度や刑事司法・少年司法に関するニュースや新聞、法務省HP等に関心を持って、見たり読んだりすること。自主学習時間：30時間

系統的履修

社会福祉原論、社会福祉援助技術総論

成績評価の方法

平常点（50％）授業への積極的参加度、毎回のレポート（50％）論理的に自らの考えを述べているかを評価。レポート提出必須。

テキスト

特にありません。

参考文献

特にありません。

履修上の注意・担当者からの一言

①参考書籍等は授業中に示唆する。
②授業計画に関わらず過去問の検討は随時行う。
③授業中のスマホ操作は、学修のための検索を目的とする以外はやめていただきたい。

授業科目	矯正社会学	4単位（本学学生）／45時間（社会人等）	担当者	山本貴祐 元　四国少年院長
授業テーマ	少年院の社会的役割と実情			
開講曜講時	〈深草学舎〉水曜日第３講時（通年）			

講義概要

前半は、少年非行、少年保護制度、少年矯正施設（主に少年院）の実情を紹介した上で、社会における少年院の役割について考察します。また、犯罪社会学の諸理論を概説した上で、それらに基づく犯罪者・非行少年処遇の在り方についても考察します。

後半は、矯正施設（主に少年院）における被収容者（主に在院者）と職員（主に法務教官）の関わりを社会学的視点で考察するとともに、少年院の処遇について批判的に検討します。

講義計画

第１回　犯罪者処遇における矯正施設の役割Ⅰ
第２回　犯罪者処遇における矯正施設の役割Ⅱ
第３回　少年保護制度Ⅰ
第４回　少年保護制度Ⅱ
第５回　少年保護制度Ⅲ
第６回　統計から見る日本の少年犯罪・少年非行Ⅰ
第７回　統計から見る日本の少年犯罪・少年非行Ⅱ
第８回　教育機関としての少年院の特徴Ⅰ
第９回　教育機関としての少年院の特徴Ⅱ
第10回　社会は少年院・少年院出院者をどう見ているか
第11回　犯罪被害者と矯正施設
第12回　受刑者・少年院在院者とその家族
第13回　矯正施設と社会とのつながり
第14回　逸脱と統制の社会学Ⅰ
第15回　逸脱と統制の社会学Ⅱ
第16回　少年院在院者の特徴
第17回　矯正施設内の諸集団の特徴Ⅰ
第18回　矯正施設内の諸集団の特徴Ⅱ
第19回　少年院における集団内・集団間相互作用
第20回　矯正施設の文化的特徴
第21回　法務教官という職業の特徴Ⅰ
第22回　法務教官という職業の特徴Ⅱ
第23回　少年院における秩序維持Ⅰ
第24回　少年院における秩序維持Ⅱ
第25回　少年院教育の構造Ⅰ
第26回　少年院教育の構造Ⅱ
第27回　少年院在院者の変容過程
第28回　少年院における指導の過程
第29回　少年院における成績評価の役割と機能
第30回　少年院出院者の更生と再犯

到達目標

矯正施設の社会的役割や少年非行問題の実状、少年院処遇や法務教官の役割について理解できるようになる。

講義方法

講義形式が中心ですが、受講者に意見を求めたり、受講者からの質問に答えたりしながら、双方向のやりとりで進めていきます。

授業時間外における予・復習等の指示

特にありませんが、manabaに講義内容に関連する資料を掲出しますので、それを基に予・復習し、講義に臨むようにして下さい。

系統的履修

少年矯正分野に関心のある方や法務教官等を希望する方は、本科目を履修する前に「矯正概論」を履修することが望ましい。また、本科目とともに、「矯正教育学」「犯罪心理学」を履修することが望ましい。

成績評価の方法

レポートでの評価を主とし、出席状況や受講態度を加味します。

テキスト

特になし。

参考文献

講義中に適宜紹介します。

履修上の注意・担当者からの一言

矯正施設の中でも主に少年院に関する講義が中心となります。

時事的な話題も適宜取り上げながら、対話型の授業にしたいと思いますので、受け身ではなく、常に疑問を持って講義に臨んでください。

授業科目	矯正社会学A	2単位（本学学生）／22.5時間（社会人等）	担当者	山本貴祐 元　四国少年院長
授業テーマ	少年保護制度と少年院の社会的役割			
開講曜講時	〈深草学舎〉水曜日第４講時（前期）			

講義概要

少年非行、少年保護制度、少年矯正施設（主に少年院）の実状を紹介した上で、社会における少年院の役割について考察します。また、犯罪社会学の諸理論を概説した上で、それらに基づく犯罪者・非行少年処遇の在り方についても考察します

講義計画

第１回　犯罪者処遇における矯正施設の役割Ⅰ
第２回　犯罪者処遇における矯正施設の役割Ⅱ
第３回　少年保護制度Ⅰ
第４回　少年保護制度Ⅱ
第５回　少年保護制度Ⅲ
第６回　統計から見る日本の少年犯罪・少年非行Ⅰ
第７回　統計から見る日本の少年犯罪・少年非行Ⅱ
第８回　教育機関としての少年院の特徴Ⅰ
第９回　教育機関としての少年院の特徴Ⅱ
第10回　社会は少年院・少年院出院者をどう見ているか
第11回　犯罪被害者と矯正施設
第12回　受刑者・少年院在院者とその家族
第13回　矯正施設と社会とのつながり
第14回　逸脱と統制の社会学Ⅰ
第15回　逸脱と統制の社会学Ⅱ

到達目標

少年矯正施設（少年院、少年鑑別所）を中心として、幅広い視点から矯正施設の社会的役割や少年非行問題の実状について理解できるようになる。

講義方法

講義形式が中心ですが、受講者に意見を求めたり、受講者からの質問に答えたりしながら、双方向のやりとりで進めていきます。

授業時間外における予・復習等の指示

特にありませんが、manabaに講義内容に関連する資料を掲出しますので、それを基に予・復習し、講義に臨むようにして下さい。

系統的履修

少年矯正分野に関心のある方や法務教官等を希望する方は、先に「矯正概論A・B」を履修することが望ましい。また、本科目を履修した後、「矯正社会学B」を受講し「矯正教育学A・B」「犯罪心理学A・B」も履修することが望ましい。

成績評価の方法

レポートでの評価を主とし、出席状況や受講態度を加味します。

テキスト

特にありません。

参考文献

講義中に適宜紹介します。

履修上の注意・担当者からの一言

矯正施設の中でも主に少年院に関する講義が中心となります。
時事的な話題も適宜取り上げながら、対話型の授業にしたいと思いますので、受け身ではなく、常に疑問を持って講義に臨んでください。

授業科目	矯正社会学B	2単位（本学学生）／22.5時間（社会人等）	担当者	山本貴祐 元　四国少年院長
授業テーマ	少年院における法務教官と在院少年			
開講曜講時	〈深草学舎〉水曜日第4講時（後期）			

講義概要
矯正施設（主に少年院）における被収容者（主に在院者）と職員（主に法務教官）の関わりを社会学的視点で考察するとともに、少年院の処遇について批判的に検討します。

講義計画
第1回　少年院在院者の特徴
第2回　矯正施設内の諸集団の特徴Ⅰ
第3回　矯正施設内の諸集団の特徴Ⅱ
第4回　少年院における集団内・集団間相互作用
第5回　矯正施設の文化的特徴
第6回　法務教官という職業の特徴Ⅰ
第7回　法務教官という職業の特徴Ⅱ
第8回　少年院における秩序維持Ⅰ
第9回　少年院における秩序維持Ⅱ
第10回　少年院教育の構造Ⅰ
第11回　少年院教育の構造Ⅱ
第12回　少年院在院者の変容過程
第13回　少年院における指導の過程
第14回　少年院における成績評価の役割と機能
第15回　少年院出院者の更生と再犯

到達目標
少年院処遇や法務教官の役割について理解できるようになる。

講義方法
講義形式が中心ですが、受講者に意見を求めたり、受講者からの質問に答えたりしながら、双方向のやりとりで進めていきます。

授業時間外における予・復習等の指示
特にありませんが、manabaに講義内容に関連する資料を掲出しますので、それを基に予・復習し、講義に臨むようにして下さい。

系統的履修
先に「矯正社会学A」を履修することが望ましい。また、少年矯正分野に関心のある方や法務教官等を希望する方は、本科目とともに「矯正概論A・B」「矯正教育学A・B」「犯罪心理学A・B」を履修することが望ましい。

成績評価の方法
レポートでの評価を主とし、出席状況や受講態度を加味します。

テキスト
特にありません。

参考文献
講義中に適宜紹介します。

履修上の注意・担当者からの一言
教育学や社会学関係の大学研究者たちのグループが少年院で行ったフィールド調査など過去の研究成果を参考にしつつ、自身の少年院での実務経験を踏まえ、少年院で行われている教育を社会学的視点で考察したいと思います。
対話型の授業にしたいと思いますので、受け身ではなく、常に疑問を持って講義に臨んでください。

授業科目	犯罪心理学 （旧科目名：矯正心理学） ※深草学舎開講分については、社会人受講生はオンライン受講可	4単位（本学学生）／45時間（社会人等）	担当者	安田　潔 元　神戸少年鑑別所長
授業テーマ	犯罪者の心理と対策			
開講曜講時	〈深草学舎〉火曜日第２講時（通年） 〈大宮学舎〉木曜日第２講時（通年）			

講義概要

「人はなぜ犯罪を行うのか」、犯罪（非行）事例を心理学の立場から分析することで、この問いを考察します。

矯正施設の現場で応用されている臨床心理学や社会学、犯罪学等の理論、犯罪統計データ等を交えつつ、各種犯罪・非行の事例を検討し、その原因を明らかにすることで犯罪現象への理解を深め、もって、司法・犯罪分野における実践力を高め、支援の在り方を学びます。

講義計画

１．犯罪心理学の３領域（捜査、司法、矯正・保護）
　１回目　概説
　２回目　刑事司法手続と心理学
　３回目　捜査心理学（プロファイリング等）
２．犯罪者観の変遷
　４回目　古典学派
　５回目　実証学派
３．犯罪の要因
　６回目　遺伝
　７回目　知能
　８回目　性格（パーソナリティ障害、サイコパス）
　９回目　精神疾患（責任能力）
　10回目　身体疾患（脳器質障害、睡眠等）
４．犯罪非行に係る問題
　11回目　発達障害
　12回目　摂食障害
　13回目　家庭の問題（虐待と非行）
５．犯罪理解の基礎
　14回目　アドラー心理学の観点
　15回目　社会と犯罪１（社会が犯罪者を作る。）
　16回目　社会と犯罪２（誰もが犯罪者となり得る。）
　17回目　デュルケムの犯罪論（コントロール理論）
６．各種犯罪
　18回目　非行少年（ドリフト理論）
　19回目　高齢犯罪者（矯正と福祉）
　20回目　女性犯罪
　21回目　日本の治安
　22回目　銃器犯罪
　23回目　殺人の心理
　24回目　放火の心理
　25回目　薬物犯罪の心理（治療の在り方）
　26回目　性犯罪の心理
７．心理専門職の実務
　27回目　心理検査・面接調査
　28回目　非行臨床の留意点等
　29回目　犯罪者処遇（認知行動療法）
８．まとめ
　30回目　補充とその他のトピックス

到達目標

・司法・犯罪分野における実務について必要な知識を得る。
・犯罪者や非行少年が抱える問題点を理解する。
・各犯罪者の支援に必要な方策を立てることができる。

講義方法

各回の授業内容に関する資料を配布し、それに基づき講義形式で授業を行う。

毎回授業に関する感想や質問等をmanabaで提出してもらい、次回の授業で関心が高かった事項や質問等に関して補足説明を行う。

授業時間外における予・復習等の指示

刑事司法制度等について不明な点は、犯罪白書等で確認しておいてください。
また、関心を持った犯罪現象や犯罪の事例については、各省庁等公的機関のサイトを参照するなどして、その背景事情等を確かめておくことが理解を深める上で有効です。

系統的履修

法務教官や法務技官に就くことを希望されている方は、「矯正概論」、「矯正教育学」、「矯正社会学」も履修することをお勧めします。

成績評価の方法

平常点（60％）授業への参加度・積極性を、毎回行う感想・質問等の提出内容により評価する。レポート（40％）「到達目標」で示した３点の観点から評価する。

テキスト

教科書は使用しません。

参考文献

『犯罪白書』（法務総合研究所）

履修上の注意・担当者からの一言

本講義では、実際の事例に即して説明する機会が多くなります。そのため、今現在の社会の動きや犯罪状況等についても関心を持っておくことが大切です。

授業科目	犯罪心理学A （旧科目名：矯正心理学A）	２単位（本学学生）／22.5時間（社会人等）	担当者	田　邉　範　雅 大津少年鑑別所長
授業テーマ	犯罪心理学　基礎			
開講曜講時	〈深草学舎〉土曜日第１・２講時（前期 隔週開講）			

講義概要

法務省心理技官の視点から、犯罪に関する理論上・制度上の枠組みを実務に沿って概説する。

講義計画

1　犯罪の動向
2　犯罪者の処遇～刑事施設を中心に
3　少年非行の動向
4　非行少年の処遇～少年鑑別所・少年院を中心に
5　犯罪・非行理論（生物学的、社会学的、心理学的、発達的視点等）
6　再犯・再非行の動向
7　犯罪・非行のリスク、再犯に関する理論的枠組み

到達目標

犯罪者処遇に関する理論上・制度上の枠組みを把握する。

講義方法

パワーポイント等、「目で見てわかる」映像資料をメインとした講義を行う。

授業時間外における予・復習等の指示

特にありません。

系統的履修

法務教官等、少年矯正に関心のある方は、本科目を履修した後、「犯罪心理学B」を受講し、併せて「矯正教育学A・B」、「矯正社会学A・B」も履修することが望ましい。

成績評価の方法

平常点（出席・受講態度等）〈50％〉及びレポート〈50％〉により評価します。

テキスト

特にありません。

参考文献

法務総合研究所『犯罪白書』、法務省矯正研修所編『矯正心理学　増補改訂版』（矯正協会）、森丈弓・荒井崇史・嶋田美和・大江由香・杉浦希・角田亮共著『司法・犯罪心理学』（サイエンス社）、岡本英生・松原英世・岡邊健著『犯罪学リテラシー』（法律文化社）、河野荘子・岡本英生編『コンパクト司法・犯罪心理学』（北大路書房）等

履修上の注意・担当者からの一言

理論上や制度上のことは丁寧に説明しつつ、少年施設、刑事施設の勤務経験を踏まえ、矯正施設の実情等についても折に触れて話をしたいと思います。法務省関係のほか、教育、福祉等の分野で犯罪や非行をした人に関わることが想定される職業に就く方にも役に立つものとしたいと考えています。

授業科目	犯罪心理学B （旧科目名：矯正心理学B）	２単位（本学学生）／22.5時間（社会人等）	担当者	田　邉　範　雅 大津少年鑑別所長
授業テーマ	犯罪心理学　各論			
開講曜講時	〈深草学舎〉土曜日第１・２講時（後期 隔週開講）			

講義概要

法務省心理技官の視点から、犯罪・非行理解のための各論を具体例を織り交ぜつつ概説する。

講義計画

1　精神障害（知的障害、発達障害、人格障害、摂食障害等）と犯罪・非行
2　虐待と非行、アディクション（物質、過程、関係依存等）
3　自殺・自傷
4　犯罪・非行臨床における心理アセスメント（面接、心理検査、行動観察等）
5　犯罪・非行（窃盗、暴力、性、薬物等）の心理機制
6　矯正における心理療法的な関わり（行動療法、認知行動療法、カウンセリング等）

到達目標

犯罪の背景にある臨床心理的事項を把握する。

講義方法

パワーポイント等、「目で見てわかる」映像資料をメインとした講義を行う。

授業時間外における予・復習の指示

特にありません。

系統的履修

本講義は、犯罪者処遇に関する理論上・制度上の枠組みを理解している前提で話を進めていくことから、本科目に先立って、「犯罪心理学A」を受講することが望ましい。併せて、法務教官等、少年矯正に関心のある方は、「矯正教育学A・B」、「矯正社会学A・B」も履修することも望ましい。

成績評価の方法

平常点（出席・受講態度等）〈50％〉及びレポート〈50％〉により評価します。

テキスト

特にありません。

参考文献

法務総合研究所『犯罪白書』、法務省矯正研修所編『矯正心理学　増補改訂版』（矯正協会）、森丈弓・荒井崇史・嶋田美和・大江由香・杉浦希・角田亮共著『司法・犯罪心理学』（サイエンス社）、岡本英生・松原英世・岡邊健著『犯罪学リテラシー』（法律文化社）、河野荘子・岡本英生編『コンパクト司法・犯罪心理学』（北大路書房）等

履修上の注意・担当者からの一言

犯罪・非行という行動を理解するたの臨床的な視点について、少年施設、刑事施設の勤務経験を踏まえ、矯正施設の実情等にも触れながら話をしたいと思います。法務省関係のほか、教育、福祉等の分野で犯罪や非行をした人に関わることが想定される職業に就く方にも役に立つものとしたいと考えています。

授業科目	成人矯正処遇	２単位（本学学生）／22.5時間（社会人等）	担当者	小野　修 元　大阪刑務所長
授業テーマ	刑事施設（刑務所）においていかなる処遇が展開されているか			
開講曜講時	〈深草学舎〉水曜日第４講時（前期）			

講義概要

「成人矯正処遇」は、成人矯正施設（刑事施設）における処遇を指す。刑事施設は、受刑者に対し、所定の刑罰を執行するとともに、その執行期間の中で、彼らが二度と罪を犯すことのないよう矯正処遇を実施している。この施設内処遇として矯正処遇が、いま、いかなる理論に基づいて、どのように展開されているかについて解説していく。

講義計画

１回目　Ⅰ　はじめに
２回目　　１.「成人矯正処遇」とは
３回目　　２．犯罪者から受刑者へ
４回目　　３．刑事施設と地域社会
５回目　Ⅱ　矯正処遇の展開
６回目　　１．受刑者処遇の原則
７回目　　２．処遇要領
８回目　　３．集団処遇
９回目　　４．制限の緩和と優遇措置
10～12回目　５．作業
13回目　　６．各種指導
14回目　　７．保健衛生及び医療
15回目　Ⅲ　おわりに

到達目標

刑事施設に収容された受刑者の矯正処遇の目的と原則の理解をめざす。

講義方法

あらかじめ配付する資料又はプロジェクターにより説明する。

授業時間外における予・復習等の指示

特に必要としない。ただ、授業終了後の夏季及び春季に計画される施設参観にはぜひとも参加するようにしていただきたい。

系統的履修

成人矯正分野に関心のある方や刑務官等を希望する方は、本科目を履修する前に、「矯正概論（A・B)」を履修することが望ましい。

成績評価の方法

レポート（70％)、平常点（出席状況・態度等）(30％)。実務家としての体験を生かした解説が中心となるので、出席状況を重視したい。また、実際の処遇場面を見聞することは非常に有意義と考えるので、施設参観にはぜひとも参加してもらいたい。

テキスト

特になし。

参考文献

（法曹時報・抜刷）『矯正の現状』、鴨下守孝著『受刑者処遇読本』（小学館集英社プロダクション)、法務総合研究所『犯罪白書』、矯正協会『刑政』。

履修上の注意・担当者からの一言

質問は大いに歓迎するので、積極的に質問等をすること。

授業科目	被害者学 ※深草学舎開講分については、社会人受講生はオンライン受講可	4単位（本学学生）／45時間（社会人等）	担当者	西村重則 元　広島矯正管区長
授業テーマ	犯罪被害者及び被害者支援の現状			
開講曜講時	〈深草学舎〉水曜日第２講時（通年） 〈大宮学舎〉月曜日第３講時（通年）			

講義概要

刑事政策や犯罪者・非行少年の処遇に関心のある者にとって極めて重要な意味を持つ犯罪被害者について、その現状や被害者支援の状況等を紹介します。

講義計画

1　オリエンテーション（第１回）
2　被害学、犯罪被害者とは（第２回～第４回）
3　犯罪被害者の現状
（1）犯罪被害者の統計的実態（第５回）
（2）犯罪被害に遭うということ（第６回～第９回）
（3）犯罪被害者の心理（第10回～第13回）
（4）交通事件被害者、少年事件被害者、性犯罪被害者等（第14回～第17回）
4　犯罪被害者支援の現状
（1）犯罪被害者支援の歩み（第18回、第19回）
（2）犯罪被害者等基本法、犯罪被害者等基本計画（第20回）
（3）警察、検察、裁判所等の被害者支援
・警察における取組み（第21回、第22回）
・検察における取組み（第23回、第24回）
・少年事件における取組み（第25回、第26回）
・更生保護における取組み（第27回）
・矯正施設における取組み（第28回）
（4）地方公共団体における被害者支援（第29回）
（5）支援者のメンタルケア、まとめ（第30回）
※上記の内容の他、犯罪被害者の方及び犯罪被害者の支援者の方の講話を授業計画の中で予定しています。

到達目標

犯罪被害者及び被害者支援の現状を理解する。

講義方法

パワーポイントを使った講義形式が中心となります。各講義後のアンケート等を通じ、受講者の質問・疑問等に対応したいと思います。

授業時間外における予・復習等の指示

特になし。

成績評価の方法

学年末のレポート試験（70点）、平常点（30点）。

テキスト

特になし。

参考文献

講義時に適宜紹介します。

履修上の注意・担当者からの一言

犯罪被害者は長い間、法制度や刑事政策から忘れられた存在でした。本講義においては、このことを踏まえつつ、これからの刑事政策、取り分け犯罪者・非行少年の処遇や支援を検討する上で忘れてはならない、犯罪被害者問題に対する視点を提示したいと考えています。

授業科目	矯正医学 ※社会人受講生はオンライン受講可	２単位（本学学生）／22.5時間（社会人等）	担当者	定本　ゆきこ 京都少年鑑別所医務課長（精神科） 市川　昌孝 西日本成人矯正医療センター長 中野　温子 浪速少年院医務課長
授業テーマ	矯正施設における医療について			
開講曜講時	〈深草学舎〉水曜日第４・５講時（後期 隔週開講）			

講義概要

矯正施設における医療とはどのようなものなのか、どのようなものであるべきなのか。実際に矯正施設で働く現役医務官が講義します。刑務所、少年院、少年鑑別所で行われている医療の現状と浮かび上がる問題点、対象となる疾患の特徴等を示し、矯正医療への理解を深めて頂きたいと思います。成人矯正医学（６回）を市川が、少年矯正医学（９回）を定本と中野が担当します。

講義計画

１・２回目：少年鑑別所の機能と精神医学から見た非行のメカニズム～発達障害、虐待を中心に（定本）
３・４回目：精神医学概論とメンタルヘルス、女性における非行・犯罪について（定本）
５回目：性非行・性犯罪について（定本）
６・７回目：アルコール依存、薬物依存について（中野）
８・９回目：少年院における矯正医療（中野）
10・11回目：矯正医療を理解するために（市川）
12・13回目：感染症（COVID-19・インフルエンザ・ノロウイルス・結核・肝炎・HIV等）（市川）
14・15回目：覚せい剤・薬物依存・神経発達症・人格障害・認知症・摂食障害・医師から見た矯正施設等（市川）

到達目標

矯正医療の存在意識を理解し、現状の概要を認識することを到達目標とします。

講義方法

パワーポイントによる資料を使いながら、分かりやすい説明に努め講義します。

授業時間外における予・復習等の指示

特にありません。

成績評価の方法

レポート（各講師に１本ずつ提出し、計３本で100％とし）により評価します。

テキスト

特にありません。

参考文献

法務総合研究所編『犯罪白書』（国立印刷局）
『矯正医療』（矯正協会）

履修上の注意・担当者からの一言

矯正医療を理解するためには医学的知識が不可欠になる点も多く、講義に医学的な内容が多く盛り込まれることをご理解下さい。

授業科目	保護観察処遇	2単位（本学学生）／22.5時間（社会人等）	担当者	福西　毅 神戸保護観察所首席保護観察官 歌原拓人 神戸保護観察所統括保護観察官
授業テーマ	保護観察の実際			
開講曜講時	〈深草学舎〉土曜日第３・４講時（後期 隔週開講）			

講義概要

我が国の更生保護制度は、犯罪をした者及び非行のある少年に対し、社会内において適切な処遇を行うことにより、再び犯罪をすることを防ぎ、又はその非行をなくし、これらの者が善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けることによって、社会を保護し、個人及び公共の福祉を増進することを目的としています。

本講義では、刑事司法の一翼を担っている更生保護制度を体系的に紹介しながら、現在、保護観察所で行われている保護観察処遇の実際について紹介します。

講義計画

（福西担当）

１回目　更生保護概説（1）　刑事司法における更生保護
２回目　更生保護概説（2）　仮釈放等
３回目　更生保護概説（3）　生活環境の調整
４回目　保護観察総説（1）　保護観察の意義
５回目　保護観察総説（2）　少年に対する保護観察
６回目　保護観察総説（3）　成人に対する保護観察
７回目　犯罪被害者施策
８回目　心神喪失者医療観察制度、更生保護と再犯防止

（歌原担当）

９回目　保護観察処遇の実際（1）　処遇の進め方とアセスメント
10回目　保護観察処遇の実際（2）　専門的処遇プログラム、薬物に依存がある対象者の処遇
11回目　保護観察処遇の実際（3）　住居の確保
12回目　保護観察処遇の実際（4）　就労支援
13回目　保護観察処遇の実際（5）　福祉との連携
14回目　保護観察処遇の実際（6）　「息の長い支援」としての各種取り組み
15回目　まとめ　課題と展望

到達目標

更生保護制度の意義を踏まえた上で実際に行われている保護観察処遇について知ること。

講義方法

レジュメや資料に基づき、講義を中心に進めます。

授業時間外における予・復習等の指示

特にありません。

系統的履修

更生保護分野に関心のある方や、保護観察官等を希望する方は、本科目を履修する前に、「更生保護概論」を履修することが望ましい。

成績評価の方法

期末にレポート提出を求める。平常点（出席状況・受講後の感想文等）と合わせて評価する。

※レポート（60%）、平常点（40%）。

テキスト

なし。

参考文献

最新社会福祉士養成講座　精神保健福祉士養成講座10　刑事司法と福祉
一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟編集（中央法規出版株式会社）
法務総合研究所『令和６年版犯罪白書』及び『令和６年版再犯防止推進白書』

履修上の注意・担当者からの一言

保護観察における「処遇」が、どのような考えの下で、具体的にどのように行われているのかについてわかりやすく講義したい。また、犯罪や非行をした方がどのように更生していくのか実例に触れるとともに、刑務所出所者等を社会全体で包摂できるような社会づくりのためにどのような取組が必要か、一緒に考えていく機会にもしたいと考えています。保護観察官等、刑事司法分野で働くことに興味がある方はぜひ受講下さい。

授業科目	青少年問題	２単位（本学学生）／22.5時間（社会人等）	担当者	浜井浩一 龍谷大学法学部教授
授業テーマ	公務員志望者のための行動科学入門			
開講曜講時	〈深草学舎〉火曜日第５講時（後期）			

講義概要

刑事収容施設法84条５「矯正処遇は、必要に応じ、医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的知識及び技術を活用して行うものとする。」及び少年法第９条「・・・医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的知識特に少年鑑別所の鑑別の結果を活用して、これを行うように努めなければならない。」並びに更生保護法第31条２「保護観察官は、医学、心理学、教育学、社会学その他の更生保護に関する専門的知識に基づき、保護観察、調査、生活環境の調整その他犯罪をした者及び非行のある少年の更生保護並びに犯罪の予防に関する事務に従事する。」とあるように、矯正・保護処遇の理論的な基礎は、医学、心理学、教育学や社会学といった行動科学に依拠している。矯正・保護処遇を理解するためには、こうした行動科学の基礎的知識が不可欠であり、本科目は、子供・若者白書や心理学、教育学、社会学等の基礎的教科書を参照しながら、矯正・保護を理解するために最低限知っておくべき行動科学の基礎的な知識を付与する。

矯正・保護職員となるためには、法務省専門職員採用試験等の公務員試験に合格しなくてはならないが、この試験の専門試験は行動科学の知識を問われるものであり、本科目は、こうした公務員試験に対応できる行動科学の基礎的な知識を身に付けることができるように講義を行う。

講義計画

１回目　オリエンテーション。犯罪白書や子供・若者白書の概要
２回目　心理学（１）　心理学史、行動主義
３回目　心理学（２）　情動・知能・道徳の発達
４回目　心理学（３）　精神分析、パーソナリティ
５回目　心理学（４）　発達心理学
６回目　心理学（５）　社会心理学
７回目　心理学（６）　認知心理学
８回目　教育学（１）　教育哲学
９回目　教育学（２）　学習指導・生活指導・学校教育法
10回目　社会学（１）　社会学史(古典社会学)
11回目　社会学（２）　中期の社会学
12回目　社会学（３）　近・現代の社会学
13回目　社会学（４）　社会調査・統計
14回目　社会福祉（１）　生活保障、高齢者福祉
15回目　社会福祉（２）　児童の権利・障がい者の権利

到達目標

矯正・保護を理解するために最低限知っておくべき行動科学（心理学・教育学・社会学等）の基礎的な知識を修得するとともに、法務省専門職員採用試験、家庭裁判所調査官補採用試験等における専門試験の出題趣旨が理解できるようになる。ただし、本講義は行動科学を勉強するための道標に過ぎず、公務員試験に合格するためには相当量の自学自習が不可欠である。

講義方法

『子供・若者白書』等を参照しつつ毎回資料をManabaに掲載し講義を実施。

授業時間外における予・復習等の指示

公務員試験の過去問を参考にしつつ、論述問題は実際に解答を書く練習をしてください。また、毎回講義終了後にManaba上の資料、講義ノートをもとに復習をおこない、要点をまとめておくこと。

系統的履修

矯正・保護入門や犯罪学を受講していることが望ましい。

成績評価の方法

定期試験（100％）定期試験の結果で評価します。

※　定期試験は教科書・参考文献等正式な出版物のみ持ち込み可（コピー・ノート・付箋は不可）で実施します。レジュメやManaba上の資料のコピー・印刷は持ち込み不可です。2024年度までは２／３の出席を条件に、第15回目の講義で定期試験問題の一部をあらかじめ提示していましたが、2025年度からは提示しません。

テキスト

内閣府『令和５年版子供・若者白書』、その他、公務員試験の過去問を含む問題やレジュメを適宜Manaba上にアップします。

参考文献

TAC公務員講座『公務員Vテキスト』（TAC出版）、齊藤勇（監修）・田中正人（著）『心理学用語大全』（誠文堂新光社）、法務省矯正研修所『矯正社会学』（財団法人矯正協会）、法務省矯正研修所『矯正心理学』（財団法人矯正協会）、田中正人（著、編集）・香月孝史（著）『社会学用語図鑑』（プレジデント社）

履修上の注意・担当者からの一言

青少年分野での公務員試験の受験を考えている人を対象とした講義です。法務省専門職員採用試験や家庭裁判所調査官補採用試験によく取り上げられる心理学、社会学、教育学、（時間が許せば社会福祉）の基礎的な知識を中心に講義します。15回と限られているので講義の中心は心理学と社会学となり、それぞれの代表的な研究者とその理論を中心に説明します。ただし、公務員講座ではないので、できるだけ非行など現実の青少年問題と関係づけながら説明します。

授業科目	Ryukoku Criminology in English	２単位（本学学生）／22.5時間（社会人等）	担当者	浜井浩一 龍谷大学法学部教授 他
授業テーマ	龍谷・犯罪学：日本の犯罪と刑事司法 RYUKOKU Criminology: Criminology and Criminal Justice in Japan			
開講曜講時	〈深草学舎〉水曜日第５講時（前期）			

講義概要／Course outline

2016年６月に発足した龍谷大学犯罪学研究センター（Ryukoku University Criminology Research Center: CrimRC）は、犯罪予防と対人支援を基軸とする「龍谷・犯罪学：人に優しい犯罪学」を構築し、広く内外に発信することをめざし、その活動の一環として、授業プログラム"Ryukoku Criminology in English : Let's study the Criminal Justice System in the secure and safe society!"（15回）を開講しました。本講義は、そのプログラムを基盤としつつ、留学生を主たるターゲットとして、犯罪学の基礎である日本の犯罪や刑罰(刑事司法)の概要や特徴を学ぶことを通して、日本社会や文化についての理解を深めることを目的としています。授業では、犯罪統計の読み方、日本の治安、日本の刑事裁判、日本の刑務所・保護司や死刑制度などを取り扱います。授業は原則として英語のみで実施されます。

This class, primarily targeted at international students, aims to deepen students' understanding of Japanese society and culture through learning the basics of criminology, an overview, and characteristics of crime and punishment (criminal justice) in Japan. The class will deal with the analysis of crime statistics, public safety in Japan, criminal justice in Japan, Japanese prisons・probation services, and the death penalty. In principle, classes are conducted exclusively in English.

講義計画／Lecture plan

１回目　浜井浩一（Prof. Koichi Hamai）日本の刑事司法システム１
（Criminal Justice System in Japan Part 1 : Crime Statistics）
２回目　浜井浩一（Prof. Koichi Hamai）日本の刑事司法システム２
（Criminal Justice System in Japan Part 2 : How can we measure crimes?）
３回目　浜井浩一（Prof. Koichi Hamai）日本の犯罪統計１
（Criminal Statistics in Japan Part 1: Crimes in Japan）
４回目　浜井浩一（Prof. Koichi Hamai）日本の犯罪統計２
（Criminal Statistics in Japan Part 2: Increasing Elderly Offenders）
５回目　浜井浩一（Prof. Koichi Hamai）日本の少年非行
（Criminal Statistics in Japan Part 3: Decreasing Juvenile Delinquency）
６回目　浜井浩一（Prof. Koichi Hamai）日本の少年司法とボランティア
（Juvenile Justice in Japan & Volunteer Probation officer）
７回目　津島昌弘（Prof. Masahiro Tsushima）犯罪・自殺などの国際比較
（Comparison of Murder and Suicid Rates）
８回目　津島昌弘（Prof. Masahiro Tsushima）暗数と調査１：被害者調査　犯罪被害者調査
（Dark Figures and Research Part 1: Victimization Survey）
９回目　津島昌弘（Prof. Masahiro Tsushima）暗数と調査２：被害者調査　自己申告非行調査
（Dark Figures and Research Part 2: Self-report Delinquency Study）
10回目　津島昌弘（Prof. Masahiro Tsushima）刑事司法に対する信頼（Trust in Criminal Justice）
11回目　津島昌弘（Prof. Masahiro Tsushima）日本の犯罪統制（Crime Control in Japan）
12回目　古川原明子（Prof. Akiko Kogawara）日本の死刑（Death Penalty in Japan）
13回目　古川原明子（Prof. Akiko Kogawara）日本の冤罪（Wrongful Convictions in Japan）
14回目　古川原明子（Prof. Akiko Kogawara）日本の死生観（End-of-Life in Japan）
15回目　浜井浩一（Prof. Koichi Hamai）死刑と世論（Death Penalty and Public Opinion.）

到達目標／Attainment objectives

日本は、世界でも最も安心・安全な国のひとつと言われています。この授業は、龍谷・犯罪学の教育プロ

グラムの構築とともに、日本の法、社会および文化を英語で学修したいという人たちの要望に応えようとするもので、日本の犯罪動向や刑事司法の仕組みを理解するとともに、それらを通して日本の社会や文化に対する理解を深めることが目標です。
Japan is considered to be one of the safest and most secure countries in the world. This class, together with the creation of the Ryukoku and Criminology educational program, seeks to meet the needs of those who wish to learn about Japanese law, society, and culture in English.

講義方法／Study Method
授業は、小人数クラス(25人定員)かつ英語で行います。講義は、法学部教授の浜井浩一と古川原明子、社会学部教授の津島昌弘の3人が担当します。
Each lecture is based on a small class (max. 25 people) and in English.
This lecture will be given by Koichi Hamai and Akiko Kogawara, professors in the Faculty of Law, and Masahiro Tsushima, professor in the Faculty of Sociology.

授業時間外における予・復習等の指示／Direction related to study out of class
日本の法律、社会、文化に関する文献や情報の収集、法令や判例のリサーチメソッド、社会調査や統計処理のノウハウについても、基本的な情報を提供します。より深く学び、本格的に犯罪学知見を身につけたいと思っている人は、主体的・能動的にリクエストしてください。
Basic information is also provided on collecting literature and information on Japanese law, society and culture, research methods for laws and precedents, social research, and statistical know-how. Those who wish to learn more in-depth and acquire serious criminological knowledge are encouraged to ask the information on a proactive and active basis.

系統的履修／System of study
特別研修講座「矯正・保護課程」を受講し、刑務所や少年院、鑑別所や更生保護施設などの刑事司法関連施設の参観プログラムに参加することをすすめます。
We recommend you to take part in educational programs (conducted in Japanese) of Corrections and Rehabilitation Center in order to learn the practical situation in the criminal justice system and participate in the programs to visit the related correctional facilities.

成績評価の方法／Grading criteria and method of evaluation
平常点（30%）〈授業に出席し、積極的かつ能動的に議論に参加してください。(Attendance and attitude to classes)〉
小テスト（20%）〈数回授業の終わりに小テスト課題を出します。(Small tests)〉
レポート（50%）〈最後に課題レポートを提出してもらいます。(Report on Japanese Criminology)〉

テキスト／Textbooks
授業で指示します。(In the classroom)

参考文献／Reference books
犯罪学に関連する参考文献およびインターネット・サイトについては、授業中に情報を提供します。
Information on relevant criminology references and internet sites will be provided in class.

履修上の注意・担当者からの一言／Advice to students on study and research methods
授業は、英語で行います。英語を母国語とする留学生のみならず、犯罪や非行の問題を通じて、日本の司法や社会、文化を理解したいと考えている留学生のみなさん、そして、この問題を英語で学び海外で活かしたいと思っている学部の学生さんや矯正・保護課程の受講生のみなさんにも、是非、受講してほしいと思います。一緒に日本の犯罪と刑罰を学びましょう。
Classes are conducted in English. Not only international students whose first language is English but also international students who want to understand Japanese justice, society and culture through the issues of crime and delinquency, as well as undergraduate students and students in correctional and protection courses who want to learn about these issues in English. I would invite you to attend this course. Let's learn about crime and punishment in Japan together!

参考URL／Web pages useful for reference
龍谷大学矯正・保護総合センター（CRC）：https://rcrc.ryukoku.ac.jp/

授業科目	刑事司法と福祉 ※社会人受講生はオンライン受講可	２単位（本学学生）／22.5時間（社会人等）	担当者	掛川直之 立教大学コミュニティ福祉学部准教授 龍谷大学矯正・保護総合センター嘱託研究員
授業テーマ	刑事司法ソーシャルワーク入門			
開講曜講時	〈深草学舎〉月曜日第２講時（前期）			

講義概要

罪を犯した人びとに対してどのように刑が執行され、その後、どのように地域に戻ってくるのか。また、出所者と呼ばれる人びとが、どのような問題を抱えているのか。かれらが地域に戻るために必要と思われる福祉的な支援と、その担い手や機関についての理解を深める。

講義計画

第１回　出所者になぜ福祉的支援が必要なのか？：オリエンテーション
第２回　〈犯罪者〉はどのように裁かれるのか？：刑事司法システムの概要
第３回　刑務所では何がおこなわれているのか？：成人矯正処遇の概要
第４回　刑務所に収監することがなぜ刑罰になりうるのか？：成人矯正処遇の国際比較
第５回　刑務所に収監され出所するということを具体的にイメージする：犯罪行為の背景
第６回　〈非行少年〉はどのように裁かれるのか？：少年司法システムの概要
第７回　少年院では何がおこなわれているのか？：少年矯正処遇の概要
第８回　社会のなかで出所者はどのように「処遇」されているのか？：更生保護制度・医療観察制度の概要
第９回　社会のなかで出所者はどのように「支援」されているのか？①：地域生活定着促進事業の概要
第10回　社会のなかで出所者はどのように「支援」されているのか？②：民間団体による支援の概要
第11回　依存症の課題をいかにのりこえればいいのか？：罪種から考える
第12回　出所者を支援するということを具体的にイメージする：刑事司法ソーシャルワーカーのしごと
第13回　出所者支援におけるソーシャルワーク実践を疑似体験してみる：事例演習
第14回　被害者にはどのような支援がされているのか？：犯罪被害者支援の概要
第15回　第１回から第14回までのまとめ

到達目標

司法福祉にかんする近年の動向や諸制度のしくみを把握するとともに、ソーシャルワーカーとして、出所者に対する福祉的支援が、誰の、何のためにおこなわれているものなのか、という考え方を十二分に理解し、福祉臨床の現場で、実際に多機関多職種との連携のうえ出所者支援にあたることができるようになるための基礎を修得する。

講義方法

授業毎に、レジュメを配布する。また毎回、質問や感想を記したコミュニケーションペーパーの提出を求める（15分前後の記入時間を設ける）。ここで出された質問等については、次回の授業の冒頭で解説をくわえる。

授業は、講義形式でおこなうが、受講生の考え方を聴いたり、グループワークをとりいれるなど、できるだけ退屈にならないように参加型の授業を心がける。

なお、矯正・保護課程が提供する刑務所参観等にも積極的に参加することを推奨する。

授業時間外における予・復習等の指示

テレビや新聞、インターネット等のニュースに着目して、犯罪と刑罰、そして出所者の地域移行に必要なことは何か、ということについて意識的に考えてみるようにすること。

系統的履修

「矯正・保護入門」「矯正社会学A」「矯正社会学B」「社会福祉原論」「ソーシャルワークの基盤と専門職」

成績評価の方法

平常点〈毎回提出を求めるコミュニケーションペーパーに授業内容に即した質問や感想が記載されているか〉（30％）、定期試験〈授業内容の全体の理解度を確認する〉（70％）。

テキスト

掛川直之著『犯罪からの社会復帰を問いなおす』（旬報社）

参考文献

浜井浩一著『エビデンスから考える現代の「罪と罰」』（現代人文社）、掛川直之編著『なぜ罪に問われた人を支援するのか』（旬報社）、掛川直之編著『不安解消！出所者支援』（旬報社）、掛川直之・飯田智子編著『出所者支援ハンドブック』（旬報社）

履修上の注意・担当者からの一言

刑事司法と福祉は、高齢者・障害者・児童・生活困窮者といったすべての福祉領域の理解を問われる発展的な科目である。すべてを修得していなければ理解できないわけではないが、そのつながりを意識しながら受講していただくとより理解が深まると考えられる。

授業科目	アディクション論 ※社会人受講生はオンライン受講可	２単位（本学学生）／22.5時間（社会人等）	担当者	加藤武士 木津川・奈良ダルク代表・保護司
授業テーマ	アディクション領域における薬物政策・当事者活動・アドヴォカシー			
開講曜講時	〈深草学舎〉水曜日第４講時（前期）			

講義概要

アディクションは現代の社会課題の一つである。健康問題としてのアルコール・薬物依存、刑事事件としての盗癖・薬物問題、さらにギャンブルによる多重債務、虐待など、さまざまな事象がある。この講義では、アディクションの医療的定義と治療法、アディクション問題を持つ人が抱える並存障害、刑事司法におけるアディクションの取り扱い、自助グループ等におけるリカバリーのダイナミクスについて、その発生から解決の過程までを多角的に捉えながら、その歴史と実践、問題解決の在り方について講義する。多くの事例を示しながら、アディクションと関連諸問題について、個人の側からだけでなく、社会の側からも考察する。事例では、講師からの講義だけでなく、受講者と積極的に議論を行う。

講義計画

１回目　アディクション論　概説
２回目　薬物とアディクションの歴史
３回目　アディクション・リカバリーの概念と法的枠組み
４回目　アディクションと刑法
５回目　パーソナルヒストリー
６回目　アディクションと自己治療説
７回目　回復のダイナミクス　病者としての／回復者としての当事者性
８回目　日本の障害者福祉政策におけるアディクション
９回目　依存症の心理学的側面　ラットパーク
10回目　世界の薬物政策①　～War on Drugs まで
11回目　世界の薬物政策②　～ドラッグコート・ハームリダクション
12回目　ポルトガル・カナダ・タイでの薬物寛容政策
13回目　アディクション問題に対する政府の対応と法的政策
14回目　アディクションとスティグマ
15回目　アディクション論総括

到達目標

アディクションについて、人間理解の視点で捉え、そこにある生活上の困難や課題に思いを巡らすこと。その発生から解決の過程を構成する要素について、個人の側だけでなく、社会の側からも理解すること。特に医療的アプローチや刑事司法におけるアディクションの取り扱いについては、その立ち直りの主体が本人であることを踏まえ、その課題についてもよく理解すること。

講義方法

基本的に対面講義。

授業時間外における予・復習等の指示

参考図書の学習を前提とし、講義で取り扱ったキーワード、関心を持った事柄について各自学習すること。講義内容について、担当教員への質問は特に歓迎する。

成績評価の方法

レポート100％ 最終講義後にレポート提出。

テキスト

特になし。

参考文献

『薬物政策への新たなる挑戦：日本版ドラッグ・コートを越えて』石塚伸一編著（日本評論社）、『大麻使用は犯罪か?：大麻政策とダイバーシティ』石塚伸一［ほか］編著（現代人文社）、『メンタルヘルス時代の精神医学入門：こころの病の理解と支援』松本卓也・野間俊一編著（ミネルヴァ書房）、『麻薬と人間：100年の物語：薬物への認識を変える衝撃の真実』ヨハン・ハリ著・福井昌子訳（作品社）、『ハームリダクションとは何か：薬物問題に対する，あるひとつの社会的選択』松本俊彦［ほか］編著（中外医学社）、『ダルク：回復する依存者たち：その実践と多様な回復支援』ダルク編（明石書店）、『社会福祉士養成講座　精神保健福祉士養成講座10　刑事司法と福祉』一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟編集（中央法規出版）

履修上の注意・担当者からの一言

講師からの情報提供だけでなく、関心ある事柄については積極的に学習のうえ考察すること。

Ⅴ．学修生活の手引き

１．事務窓口について

矯正・保護総合センター事務部［深草学舎４号館２階］
業務時間：月・水～金　９：00～17：00（昼休み：11：45～12：45）
　　火　　10：45～17：00（昼休み：11：45～12：45）
電話：075－645－2040、FAX：075－645－2632
ホームページ：https://rcrc.ryukoku.ac.jp/、e-mail：kyosei-hogo@ad.ryukoku.ac.jp
※土日・祝日、大学が定める休業日は閉室しています。

２．授業等の休講措置に関する取扱基準（自然災害及び交通機関不通時の授業及び定期試験の取扱について）

自然災害及び交通機関不通時の授業及び定期試験の取扱については、「授業等の休講措置に関する取扱基準」によります。

○　授業等の休講措置に関する取扱基準：
https://www.ryukoku.ac.jp/campus_career/support/classinfo/disaster.html

「授業等の休講措置に関する取扱基準」に定める自然災害及び交通機関不通時の授業等の実施有無については、以下の方法で確認することができます。

確認方法	説　　明
(1) 龍谷大学ホームページ https://www.ryukoku.ac.jp/	トップページに「重要なお知らせ」として授業実施の有無を記載します。
(2) ポータルサイト https://portal.ryukoku.ac.jp	ポータルサイトのログイン画面に、ホームページと同様の情報を記載します。
(3) 公式Ｘ（旧Twitter）「龍谷大学（緊急連絡用）」 https://x.com/Ryukoku_univ （@Ryukoku_univ）	大学全体に関わる緊急情報の速報発信を目的として、本学公式Ｘ（旧Twitter）アカウントを開設しています。ここからホームページと同様の情報を発信します。

※緊急時は、大学ホームページおよびポータルサイトへのアクセスが集中し、サイトを閲覧できなくなる可能性がありますので、公式Ｘ（旧Twitter）「龍谷大学（緊急連絡用）」の利用を推奨します。

３．授業の休・補講、定期試験・レポート試験の案内、教室変更等の事務連絡について

以下の場所に掲示しておりますので、授業前に必ずご確認ください。
（大宮学舎）文学部教務課掲示板［西黌１階］
（深草学舎）21号館短期大学部教務課前の「矯正・保護課程」掲示板［21号館１階］
※　上記事務連絡につきましては、矯正・保護総合センターから個別に連絡いたしませんので、予めご了承ください。

４．受講生証の発行について

矯正・保護課程科目の受講が許可された方につきましては、「矯正・保護教育プログラム受講生証」を発行します。授業等で大学にお越しになる際は、必ず受講生証をご持参ください。

５．本学ポータルサイト及びeラーニングの利用について

（１）本学学生（特別研修講座「矯正・保護課程」受講生）

本学ポータルサイト及びeラーニングサービスを利用するには、全学統合認証サービスに関する利用申請を情報メディアセンターに提出する必要があります。受講生の方は、受講生証を持参の上、以下の学舎にある情報メディアセンター窓口で所定の手続きをおこなってください。その際に同窓口でサービス内容を必ずご確認ください。

（大宮学舎）清風館１階
（深草学舎）５号館２階
（瀬田学舎）智光館地下１階

（２）社会人等＜本学学生以外の方＞（「矯正・保護教育プログラム」受講生）

本学ポータルサイト及びeラーニングサービスを利用するには、全学統合認証ID・パスワードが必要です。全学統合認証IDの利用手続きにショートメッセージサービス（SMS）を利用しますので、受講申込の際には携帯電話番号をご記入くださいますようお願いいたします。（※携帯電話番号をお持ちでない場合は固定電話番号をご記入ください）

詳しい利用手続き方法は受講生証とともに説明資料を郵送いたしますのでご確認ください。

６．図書館の利用について

矯正・保護課程科目を受講している方は、大宮・深草・瀬田図書館で図書・資料等の閲覧や館外貸出等のサービスを利用することができます。館外貸出は以下のとおりです。

◆貸出可能冊数：３冊以内
◆貸出期間：２週間以内
◆手続き方法：各学舎の図書館カウンターで、受講生証を提示する。

Ⅵ.〔参考資料〕矯正心理専門職・法務教官・保護観察官・刑務官になるには？

〔参考資料〕矯正心理専門職・法務教官・保護観察官・刑務官になるには？

◆法務省専門職員（人間科学）採用試験―大学卒業程度―
▶「試験の区分」「受験資格」◀

試験の区分	内　　容
矯正心理専門職Ａ	①　21歳以上30歳未満の者 ②　21歳未満の者で次に掲げるもの ア．大学（短期大学を除く。以下同じ。）を卒業した者及び試験実施年度の３月までに大学を卒業する見込みの者 イ．人事院がアに掲げる者と同等の資格があると認める者 ③　①又は②に該当する者のうち、矯正心理専門職Aは男子、矯正心理専門職Bは女子に限る。
矯正心理専門職Ｂ	
法務教官Ａ	①　21歳以上30歳未満の者 ②　21歳未満の者で次に掲げるもの ア．大学を卒業した者及び試験実施年度の３月までに大学を卒業する見込みの者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者 イ．短期大学又は高等専門学校を卒業した者及び試験実施年度の３月までに短期大学又は高等専門学校を卒業する見込みの者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者 ③　①又は②に該当する者のうち、法務教官Aは男子、法務教官Bは女子に限る。
法務教官Ｂ	
法務教官Ａ（社会人）	①　30歳以上40歳未満の者 ②　①に該当する者のうち、法務教官Ａ（社会人）は男子、法務教官Ｂ（社会人）は女子に限る。
法務教官Ｂ（社会人）	
保護観察官	①　21歳以上30歳未満の者 ②　21歳未満の者で次に掲げるもの ア．大学を卒業した者及び試験実施年度の３月までに大学を卒業する見込みの者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者 イ．短期大学又は高等専門学校を卒業した者及び試験実施年度の３月までに短期大学又は高等専門学校を卒業する見込みの者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者

▶職務内容◀

※「2024年度国家公務員 法務省専門職員（人間科学）採用試験―大学卒業程度―受験案内（人事院・法務省）」の内容を抜粋

【矯正心理専門職】

心理学の専門的な知識・技術等をいかし、非行を犯した少年や刑事施設に収容されている受刑者を対象に、主に次のような職務に従事します。

1　少年鑑別所に勤務した場合

家庭裁判所から送致された少年について、面接や心理検査等を通じて、知能や性格等の資質上の特徴、非行に至った原因、今後の処遇の方針を明らかにするという鑑別に従事します。

また、一般の方々（保護者や学校関係者等）からの非行や不良交友、しつけの問題等に関する心理相談にも応じます。

2　刑事施設に勤務した場合

面接や心理検査等を通じて、受刑者の資質を調査し、刑事施設収容中に達成させるべき目標、矯正処遇の内容等を設定するほか、改善指導の実施等の業務に従事します。

また、受刑者に対するカウンセリング等も実施します。

【法務教官】

専門的な知識・技術と懇切で誠意のある態度をもって、少年院・少年鑑別所に収容されている少年や刑事施設に収容されている受刑者を対象に、主に次の職務に従事します。

1　少年院に勤務した場合

少年院に収容されている少年に対し、健全な心身を培わせ、社会生活に適応するのに必要な生活態度等を習得させるため、生活指導、職業指導、教科指導その他の矯正教育を行うほか、円滑な社会復帰につなげるための支援等に従事します。

2　少年鑑別所に勤務した場合

主に、家庭裁判所から送致された少年について、身柄を保護し、その資質の鑑別に役立てるため、面接や行動観察等を実施するほか、相談助言の業務等に従事します。

3　刑事施設に勤務した場合

受刑者の改善更生の意欲を喚起し、社会生活に適応する能力の育成を図るための改善指導及び教科指導に関する業務などに従事します。

【保護観察官】

地方更生保護委員会や保護観察所に勤務し、心理学、教育学、福祉及び社会学等の更生保護に関する専門的知識に基づき、社会の中において、犯罪をした人や非行のある少年の再犯・再非行を防ぎ改善更生を図るための業務に従事します。

1　地方更生保護委員会に勤務した場合

刑事施設からの仮釈放や少年院からの仮退院に関する審理のために必要な調査等に関する事務に従事します。

2　保護観察所に勤務した場合

家庭裁判所で保護観察処分を受けた少年や仮釈放者等を対象とする保護観察、矯正施設被収容者の出所後の生活環境の調整等の業務に従事します。

◎　法務省専門職員（人間科学）の職務に関する情報は、
法務省ホームページ［https://www.moj.go.jp/shikaku_saiyo_index.html］に掲載しています。

▶「試験種目」「試験の方法」◀

試験	試験種目	解答題数 解答時間	配点比率 矯正心理専門職	法務教官	保護観察官	内　　容
第1次試験	基礎能力試験 （多肢選択式）	30題 1時間50分	2／11	2／10	2／10	公務員として必要な基礎的な能力（知能及び知識）についての筆記試験 30題出題 ・知能分野24題 （文章理解⑩、判断推理⑦、数的推理④、資料解釈③） ・知識分野６題（自然・人文・社会に関する時事・情報⑥）
	専門試験 （多肢選択式）	40題 2時間20分	3／11	3／10	3／10	法務省専門職員（人間科学）として必要な専門的知識などについての筆記試験 【矯正心理専門職区分】 60題出題 ・必須問題　心理学に関連する領域⑳ ・選択問題　次の40題から任意の計20題選択 心理学、教育学、福祉及び社会学に関する基礎 ［心理学⑩、教育学⑩、福祉⑩、社会学⑩］ 【法務教官区分、保護観察官区分】 40題出題 心理学、教育学、福祉及び社会学に関する基礎 ［心理学⑩、教育学⑩、福祉⑩、社会学⑩］
	専門試験 （記述式）	1題 1時間45分	3／11	3／10	3／10	法務省専門職員（人間科学）として必要な専門的知識などについての筆記試験 【矯正心理専門職区分】 ・心理学に関連する領域　1題出題 【法務教官区分、保護観察官区分】 ・選択問題　次の領域から１題ずつ計４題出題、任意の１題選択 心理学に関連する領域、教育学に関連する領域、福祉に関連する領域、社会学に関連する領域
第2次試験	人物試験		3／11	2／10	2／10	人柄、対人的能力などについての個別面接（矯正心理専門職区分：心理臨床場面において必要になる判断力等についての質問も含む。）
	身体検査 【矯正心理専門職区分・法務教官区分】		＊	＊		主として一般内科系検査
	身体測定 【矯正心理専門職区分・法務教官区分】		＊	＊		視力についての測定

（注）　1　○内の数字は出題予定数です。
　　2　第１次試験合格者は、「基礎能力試験（多肢選択式）」と「専門試験（多肢選択式）」の成績を総合して決定します。「専門試験（記述式）」は、第１次試験合格者を対象に評定した上で、最終合格者決定に当たり、他の試験種目の成績と総合します。
　　3　第２次試験の際、人物試験の参考とするため、性格検査を行います。
　　4　「配点比率」欄に＊が表示されている試験種目は、合否の判定のみを行います。
　　5　一般内科系検査は、呼吸器、循環器、眼、言語、聴器などの検査項目について、視診・問診・聴打診を行います。
　　6　合格者の決定方法の詳細については、人事院ホームページ（国家公務員試験採用情報NAVI）をご覧ください。

◆刑務官採用試験

▶「試験区分」「受験資格」◀

試験の区分	受験資格
刑務Ａ　及び 刑務Ａ（武道）	17歳以上29歳未満の男子
刑務Ｂ　及び 刑務Ｂ（武道）	17歳以上29歳未満の女子
刑務Ａ（社会人）	29歳以上40歳未満の男子
刑務Ｂ（社会人）	29歳以上40歳未満の女子

▶職務内容◀

※「2024年度国家公務員 刑務官採用試験―高等学校卒業程度―受験案内（人事院・法務省）」の内容を抜粋

刑務所、少年刑務所又は拘置所に勤務し、被収容者に対し、日常生活の指導、職業訓練指導、悩みごとに対する指導などを行うとともに、刑務所等の保安警備の任に当たります。

刑務所及び少年刑務所では、受刑者への指導を通じて、その改善更生及び円滑な社会復帰を実現するよう、様々な処遇を行っています。

拘置所では、主として勾留中の被疑者、被告人を収容し、これらの者が逃走したり、証拠を隠滅したりすることを防止するとともに、公平な裁判を受けられるように配慮しています。

なお、刑務A（武道）及び刑務B（武道）に合格して採用された場合は、主として、刑事施設における**警備の業務**に従事するなど、その技能を生かした任に多く当たります。

▶「試験種目」「試験の方法」◀

	試験種目	解答題数 解答時間	配点比率	内　　容
第1次試験	基礎能力試験 （多肢選択式）	40題 1時間30分	4／7	公務員として必要な基礎的な能力（知能及び知識）についての筆記試験 出題数は40題 ・知能分野 20題（文章理解⑦、課題処理⑦、数的処理④、資料解釈②） ・知識分野 20題（自然科学⑤、人文科学⑧、社会科学⑥、情報①）
	作文試験	1題 50分	1／7	文章による表現力、課題に対する理解力などについての筆記試験
	実技試験 【刑務A（武道）・刑務B（武道）のみ】		（注４）	柔道又は剣道の実技に関する試験
第2次試験	人物試験		2／7	人柄、対人的能力などについての個別面接
	身体検査		＊	主として一般内科系検査
	身体測定		＊	視力についての測定
	体力検査 【刑務A（武道）・刑務B（武道）を除く】		＊	立ち幅跳び、反復横跳び、上体起こしによる身体の筋持久力等についての検査

（注）　１．○内の数字は出題予定数です。
２．「配点比率」欄に＊が表示されている試験種目は合否の判定のみを行い、その他の試験種目は得点化しています。
３．刑務A（武道）・刑務B（武道）以外の区分においては、第１次試験合格者は、「基礎能力試験（多肢選択式）」の成績で決定します。「作文試験」は第１次試験合格者を対象に評定した上で、最終合格者決定に当たり、他の試験種目の成績と総合します。
４．刑務A（武道）・刑務B（武道）区分においては、第１次試験合格者は、「基礎能力試験（多肢選択式）」の成績に実技試験の成績に応じた一定の加点を行うことによって決定します。「作文試験」は第１次試験合格者を対象に評定した上で、最終合格者決定に当たり、他の試験種目の成績と総合します。
５．第２次試験の際、人物試験の参考とするため、性格検査を行います。
６．一般内科系検査は、呼吸器、循環器、眼、耳鼻咽喉、言語、聴器などの検査項目について、視診・問診・聴打診を行います。
７．合格者の決定方法の詳細については、国家公務員試験採用情報NAVIをご覧ください。

※国家公務員採用試験の詳細な情報は、人事院や法務省のホームページで確認してください。
国家公務員試験採用情報NAVI　https://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.html
法務省（資格・採用情報）https://www.moj.go.jp/shikaku_saiyo_index.html

Ⅶ. 龍谷大学「矯正・保護教育プログラム」
受講申込書

社会人等（本学学生以外の方）・郵送用

2025年度龍谷大学「矯正・保護教育プログラム」受講申込書

フリガナ		生年月日	年　月　日
氏　名			
現住所	〒　－		
携帯電話番号	－　－ ※全学統合認証IDの利用手続きの際にSMSを利用します。 （携帯電話番号をお持ちでない方は固定電話番号をご記入ください。）		
メールアドレス	@		
申込内容	■申込科目／開講学舎／授業担当者		

申込科目	開講学舎（○印を付ける）	授業担当者
例：矯正概論	大宮・(深草)・瀬田	木村
①	大宮・深草・瀬田	
②		
③		
④		
⑤		

※上記５科目以上を申し込む場合は、備考欄にご記入ください。
合計　　科目

全学統合認証サービスに関する利用申請	情報メディアセンター長 本プログラムの受講のため、全学統合認証ID・パスワードの発行を申請いたします。 □　申請する ※本学ポータルサイト及びeラーニングサービスを利用するには、上記□にチェックし、申請することに同意いただく必要があります。
備　考	受付印

Ⅷ. 龍谷大学「矯正・保護教育プログラム」
受講希望理由書

社会人等（本学学生以外の方）用

2025年度龍谷大学「矯正・保護教育プログラム」受講希望理由書

フリガナ 氏　名					写　真 （タテ4cm×ヨコ3cm）
職　業		生年月日	西暦　　年　月　日		
最終学歴	学校名　　（　　年　月　卒業・修了）				
「矯正・保護課程」受講歴の有無	有（　　年度）・無	※龍谷大学卒業生学籍番号(在籍時)			

「矯正・保護教育プログラム」受講希望理由（200字程度で簡潔に記載してください）

備　考		受　付　印

※龍谷大学を卒業した方は、大学在籍時の学籍番号をご記入ください。

受講フローチャート

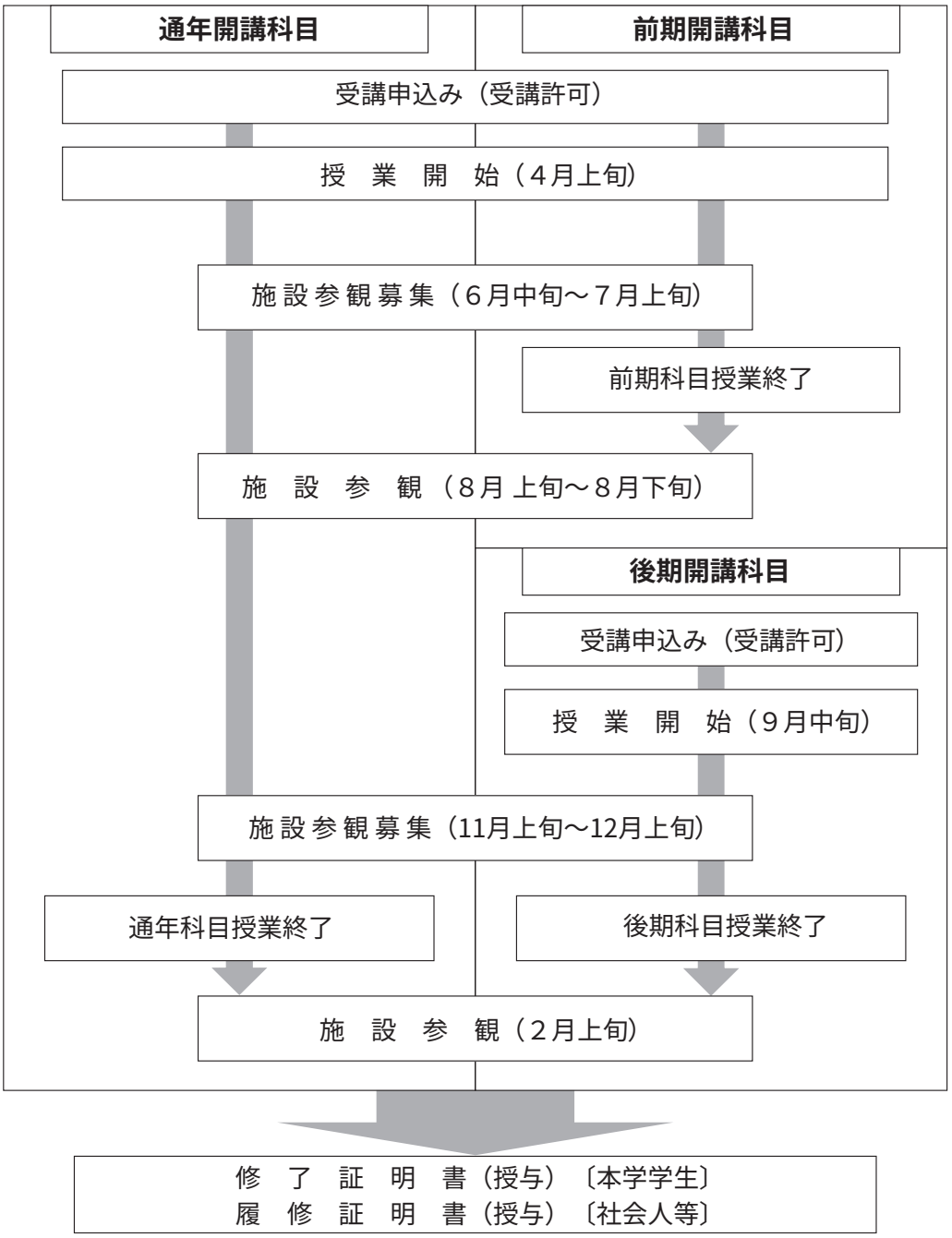

〈担当窓口〉

矯正・保護総合センター事務部

〒612-8577 京都市伏見区深草塚本町67

TEL：０７５－６４５－２０４０

FAX：０７５－６４５－２６３２

E-mail: kyosei-hogo@ad.ryukoku.ac.jp